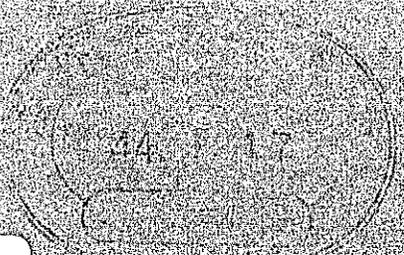




旅券申請から上陸まで

移住者手帖



1967年3月

海外移住事業団

かんたんな会話用語

日本語	ブラジル語	スペイン語
これを下さい	Dê-me isto	Deme esto
失礼しました	Desculpe-me	Dispense Vd.
道を教えて下さい	Ensine-me o caminho	Enséñeme Vd. el camino
なんといいいますか (お名前は)	Como se chama ?	¿ Cómo se llama Usted ?
知りません	Não sei	No sé
一寸お待ち下さい	Esperre um moment, o, faça o favor	Esperre un momento, por favor
大変よい	muito bem	Muy bien
左 右	Esquerda Direita	Izquierda Derecha
それを見させて下さい	mostre-o (Deixe-me ver)	Enséñeme esto (Déjeme ver esto)
いくらですか	Quanto é ?	¿ Cuánto es ?
かけて下さい	Por favor me desconte	Por favor me descuente
サンパウロ行のバスは何時にでますか	A que horas sai o ônibus para São Paulo ?	¿ A qué hora sale el autobús para São Paulo ?
切符売場はどこにありますか	Onde há a bilheteria ?	¿ Dónde está la taquilla ?
私は電話したい	Eu quero telefonar	Yo quiero telefonear
今日は何曜日ですか	Em que dia estamos ?	¿ En que día estamos ?

かんたんな会話用語

日 本 語	ブラジル語	スペイン語
おはよう	Bom dia	Buenos dias
こんにちは	Boa tarde	Buenas tardes
こんばんは (おやすみなさい)	Boa noite	Buenas noches
ごきげんいかがですか	Como vai ?	¿ Cómo está ?
元気です ありがとう	Estou bem Obrigado	Estoy bien Gracias
さようなら	Adeus (até logo)	Adiós(hasta luego)
はじめまして	Muito prazer	Mucho gusto
はい	Sim	Si
いいえ	Não	No
いつですか どこですか	Quando? Onde?	¿ Cuándo? ¿ Dónde ?
判りますか	Entende ?	¿ Entiende ?
行きましょう (……しましょう)	Vamos	Vamos
どうぞ O.K.	Por favor Está bem	Por favor Está bien
何時ですか	Que horas são ?	¿ Qué horas son ?
1時30分です	É uma e trinta	Es la una y media
9時5分前です	Faltam cinco para as nove	Son las nueve menos cinco
おなかがいっぱい	Tenho fome	Tengo hambre.
大変おいしいです	muito gostoso	muy delicioso

	日 本 語			ブラジル語			スペイン語			
基数	0	1	2	zero	um	dois	cero	uno	dos	
	3	4	5	três	quatro	cinco	tres	cuatro	cinco	
	6	7	8	seis	sete	oito	seis	siete	ocho	
	9	10	11	nove	dez	onze	nueve	diez	once	
	12	13	14	doze	treze	quatorze	doce	trece	catorce	
	15	16		quinze	dezesseis		quinze	diez y seis		
	20	21		vinte,	vinte e um		veinte	veinte y uno		
	30	40		trinta	quarenta		treinta	cuarenta		
	50	60		cinquenta	sessenta		cincuenta	sesenta		
	70	80		setenta	oitenta		setenta	ochenta		
	90	100		noventa	cem		noventa	ciento		
	200	500		duzentos	quinhentos		doscientos	quinientos		
	1000				mil			mil		
曜日	赤,	緑		vermelho,	verde		rojo	verde		
	黒,	黄		prêto	amarelo		negro	amarillo		
	白,	灰色		branco	cinza		blanco	gris		
	青,	褐色		azul	castanho	azul	pardo			
	日曜日	日曜日	月曜日	domingo	segunda-	domingo	domingo	lunes		
	火曜日	水曜日	木曜日	têrça-	" quarta- "		martes	miércoles		
	木曜日	金曜日	土曜日	quinta-	" sexta- "		jueves	viernes		
	土曜日				sábado			sábado		
	春	夏		primavera	verão		la primavera	el verano		
	秋	冬		outono	inverno		el otoño	el invierno		
四季	1月	2月		janeiro	fevereiro		enero	febrero		
	3月	4月	5月	março	abril	maio	marzo	abril	mayo	
	6月	7月	8月	junho	julho	agosto	junio	julio	agosto	
	9月	10月		setembro	outubro		septiembre	octubre		
	11月	12月		novembro	dezembro		noviembre	diciembre		

旅券申請から上陸まで

移住者手帖

JICA LIBRARY



1053190C3J

1967年3月

海外移住事業団

国際協力事業団

受入 08. 8. 28
月日 84. 8. 10

700

234

登録No. 02836

EM

新らしい海外移住の理念

“海外移住政策の基礎となるべき理念は、国民に日本とは事情を異にする海外における創造的活動の場を与え、これを通じて、直接、間接に国民の具有する潜在的能力をフロンティアにおいて開発し、その結果相手国への開発協力と世界福祉に対する貢献となって日本および日本人の国際的声価を高めることになければならない。

なお、移住は従来のように単なる労働力の移動とみられるべきではなくして、開発能力の現地移動とみられるべきである”。

(海外移住審議会答申より一昭和37年12月)



海外移住の歌

黒潮めぐる海越えて

作詞 能登琉美子

作曲 警視庁音楽隊

mf 行進曲に似た曲

くるしむのこころうみこえて
 ひとすじつづくみちが
 ひろくめたかなつちがある
 かいわれらによびかける
 めしかがやくしんてんち

海外移住の歌

作詞 能登琉美子
作曲 警視庁音楽隊

- 一、黒潮めぐる海越えて
ひとすじ続く道があり
広く豊かな地がある
若いわれらに呼びかける
夢も輝く新天地
- 二、緑ゆたかな南国に
われらの生きる空があり
希望育くむ地がある
若いわれらに呼びかける
喜び燃える新天地
- 三、友よ行こうよ海越えて
わが技術伸ばす邦があり
幸せある地がある
若いわれらに呼びかける
世界を結ぶ新天地

渡航準備を始める前に この手帖を よく 読んで下

さい

途中でもう一度 この手帖を 取り出して お読み頂

けると 一層 お役にたつことが多いと思います

もし お解りにならないこと また もっと 詳しく

お知りになりたいときは ご遠慮なく おたずねくだ

さい

1967年3月

海外移住事業団

はじめに

出入国手続はかなり複雑です

毎船出帆のとき、移住者の晴れの鹿島立ちを祝って、横浜の棧橋まで見送りに行きますが、そのとき移住者の皆さんに、渡航の感想をたずねますと、ほとんどの人から「いろいろな手続があまりに複雑なので、もう移住をやめようかと思ったことが何べんもあった」といわれます。

事実海外へ出るには、たとえちょっとした旅行であっても、いろいろの手続が、かなり厄介であり面倒なもので、このような事務になれた人でもいろいろのケースがあり、困る場合が多いものです。

ましてや、その国に永住しようとする移住者の方にはなお一そう面倒になるのは無理からぬことと思います。



も く じ

はじめに

C. I. Q. をご存知ですか？	1
旅券は、貴方の分身です	1
在証は、貴方の道中手形です	2
検疫は、貴方の健康を守ります	3
税関は、荷物のお目付役です	3
家財を処分する	4
支度金と携行資金	5
資金の携行と外貨交換	7
荷物の選沢とまとめ	7
荷造りと梱包材料	12
荷物の発送と費用	14
センターへ入所する	17
入所心得と諸行事	20
船旅は愉し	27
船内生活とサービス	28
楽しい航海をつづけるために	33
いよいよ上陸も間近か	37
入港前夜・上陸・移住地へ出発	38

別 編 (その1)

中南米で生活するために.....	41
風俗・習慣・礼儀作法.....	41
保健衛生・病気と予防.....	49

別 編 (その2)

移住する場合の支援と助成.....	57
留守宅からの送金方法.....	61
その他 諸図表.....	63
おぼえ・メモ.....	81

C. I. Q. をご存知ですか？

これは、税関 (Customs) 出入国管理 (Immigration) と検疫 (Quarantine) の3つの頭文字を、とったものです。

世界の各国が、税関その他の面倒な機関をなくし、東京から九州に旅行するように、簡単に出かけられるようになるのが、理想でしょうが、現実には東京から広島に引越するにも米穀通帳、住民票や子供の就学証明書などを、持って行かねばなりません。

家財道具をチッキにしたり、貨車便にしたり、その梱包に頭を悩やまします。ましてや人種、風俗、言語、習慣、風土すべてを異にする他国に行くのです。

その旅行を安全にするため、またそれぞれの国が自国の安全やその他を守るため、いろんな手続を、必要としても、目下の状態としてやむを得ないでしょう。

旅券は、貴方の分身です

旅券 (パスポート) には、公用旅券と一般旅券があり移住者の旅券は一般旅券です。これがなければ日本を出国できません。旅券申請については、当団地方事務所でご相談に応じますが、旅券は都道府県の旅券担当課から知事を経て、外務大臣に申請します。

旅券は外国へ渡航するものが日本国民であることを証明し、あわせて渡航先の官憲が必要な保護援助を与えることの証拠とも要請状とも、なるものですから、自分の身体の一部とも考え、各人、常時携え紛失しないよう、心掛けることが大切です。万一国外で紛失したり損傷した場合には、直ちにもよりの領事館へ届出て再発行して

もらいます。

旅券は発行の日から6ヶ月以内に出国しないときは、無効になります。

旅券の発給手数料は、普通1,500円ですが事業団から渡航費の支給をうける移住者は120円です。

旅券用写真

上半身、脱帽、正面、背景は純白。大きさは必ずヨコ5cm、タテ7cm、満15才未満の子女は両親のいずれか一方と親を含め3人まで一語に写すことができる。この写真は査証手続にも現地到着後にも必要となる場合もあるから、最低15枚は増して置くことよ。

査証は、賣方の道中手形です

旅券の交付をうけても、直ちに渡航できるものではありません。発給された旅券に、入国しようとする国の官憲（国内では在日領事官）から、必要な査証（ビザ）をうけねばなりません。

査証は、渡航先国の入国管理官に対する入国許可の要請状と考えてよいでしょう。ですから入国時点で、まれに入国を拒否されることがあります。

また国によってその国を通過するだけであっても、査証をうけなければならないことがあります（例アメリカ・ブラジル等）

■国際免許証の取得はカンタン

発行所：東京地区は府中試験場か日本自動車連盟（J A F）
地方は各県自動車試験場

発行手数料：600円

申請方法：所定の申請書に、国内で使用の免許証、パスポート、写真を添えて本人が持参。

有効期間：発行後1年間。

検疫は、貴方の健康を守ります

出国の場合は、相手国の要求どおり予防注射や接種をしているかどうか…。入国の場合は、入国者が健康かどうか…。規定の予防注射や接種をしているかどうか…を確認します。

東廻り（パナマ経由）の商船三井船に乗るときは、種痘だけではなく、西廻り（アフリカ経由）のロイヤル船にのるときは、種痘の外コレラ、三種混合チブスの予防注射を要求されることがあります。渡航時期により黄熱病の予防注射も必要です。

これらの記録カードを イエロー・カード(ブック)といいます。

動物・植物の検疫

人の出入りにともなう検疫の外、動物や植物に対する検疫があります。

「アメリカシロヒトリ」・「えびガニ」や「かいがら虫」などは、かつて日本になかったものです。

これら動植物に対しては、当然、その疫病の入国を阻止しなければなりませんので、各国では各出入港に動植物検疫所を設けその防あつにあたっています。

税関は、荷物のお目付役です

外国へ持ち出す荷物…、外国から持込む荷物…、その中に自分の国に、不利益になるものが入っているかどうか、調べるのが税関です。そして不利益になる物品には、いろいろの制限を設けてその搬入を阻止しています。

貴方が移住する国では、最近とくに貿易管理や自国製品の保護が叫ばれてきているので、自国産業や市場を圧迫すると思われる商品については、相当な税金が課せられます。ですから折角、持って行

ってもかえって現地で買った方が安くつく場合があります。

どんな品物を持参したらよいのかとくに項を別にして説明しましょう。

出入国手続は、大体以上の3つに分けて、お考えになるのがよいでしょう。

これらは、それぞれの国情、港の状況に応じた移住者個々の事情からきめられます。

具体的なこまかい手続については、当団職員にお問合せねがい、またその指示にしたがって下さい。

この厄介な C. I. Q. もいわゆるツボをはずさない処理ができれば、思うほど難しいものでもなく、よりスムーズにことが運びます。その国の初印象を出入国の際のトラブルで悪く誤解してしまうことがしばしばあるのは残念なことです。充分気をつけましょう。



晴れの鹿島立ち

家財を処分する

移住者適格通知書を受け取ると、渡航手続が実際にすすめられます。当団職員の指示にしたがって、旅券と査証の申請書類を、早目につくりまた乗船したい船を申込みます。さてこれから郷里を離れるまで、残された時間は約60日ぐらいです。

急に身辺が、あわただしくなりましょう。挨拶に行ったり、訪問をうけたり……

しかし、この時間を十分に活用し家財を整理し携行する荷物をまとめさらに携行資金の準備をしなければなりません。

財産整理は、移住者にとって荷物の購入や支度金営農資金の調達

のため、もっとも重要なことです。

その処分にあって、不当に安く買いたたかれたり、また逆に自分の財産を高く評価して、徒らに処分がおくれ遂に渡航の機会をのがすことのないよう心掛けて下さい。

移住する場合には、どんな援護や助成をうけられるか別編（その2）をごらん下さい。

渡航費の支給

移住者の渡航費は、昭和41年4月から金額支給されることになりました。ただし、その内容、金額および輸送手段については当団が指定します。とくに経路または上等級への変更、あるいは途中下船などは認められません。

渡航費は当団から直接輸送機関に支払われるため、移住者には移住センターで乗船切符が手交されることとなります。

ラーモス、アンデス、ガルアペー、イグアス等パラグアイ向け、サンファン等ボリビア向けの移住者には、当団から現地交通費として、定額が支給されます。

支度金と携行資金

郷里をたって、乗船するまでの支度金、船中での諸雑費とか、現地到着時の諸雑費として、かなりの金銭支出を見込んでおかねばなりません。できるだけ無駄を省き、節約して現地への携行資金にふりむけてください。

大ていの品物（農機具であっても）は、荷造り料、運賃などを考えると、現地で購入した方が安上りになる場合が多いものです。

支度金として、最低次の費用がかかります。

1. 郷里から移住センターまでの汽車賃
2. 荷物の梱包料と輸送経費

3. センター入所中の諸雑費
4. 荷物の本船積込費用
5. 船中での諸雑費（寄港地観光費用など）
6. 下船港での荷物揚卸費用、関税
7. その他目的地までの運賃、食費、宿泊費、チップ等

当団から、支度費として1人につき、

満12才以上	7,000円
満3才以上12才未満	3,500円
満3才未満	1,750円

が支給されます。

また、集結旅費補助として郷里から指定された移住センターまでの旅費実費の半額が併せて支給されます。

現地に着いてから最初の収入を得るまでの生活資金や営農資金の内容と金額については、行先国、移住地、業種などによって異なりますから、当団発行の「移住地案内」を参考にし十分に研究することが必要です。

またパラグアイ・ボリビア国行や、ブラジル・アルゼンチン国の奥地行移住者は、上陸港から移住地までの諸経費を一部自己負担することになりますから「移住地案内」に従い必要携行資金とは、別に準備しておかねばなりません。

海外移住届をしておきましょう

移住センターへ入所する前に、必ず市町村役場へ海外移住届を出しましょう。

所定用紙は別にありませんが、渡航年月日、行先国は必ず書くこと。届を出すと住民登録台帳は青票（不在者を示す）になります。

資金の携行と外貨交換

船中および着後雑費、または営農・生活資金など、本人が携行する外貨の交換は移住センター入所中に行なわれますが、外貨交換は、現在外国為替管理法の規制によって、移住者自身による許可申請という形をとります。そのため郷里を出発する前に、当団職員の指示をうけ納税証明書など取りそろえておいて下さい。

携行できる金額は、原則として5,000ドルまでです。それ以上の金額を携行する人は、別に日本銀行の許可を取付けねばなりませんから、あらかじめ当団職員に相談し、その指示に従って下さい。

携行する外貨が5,000ドル以下の場合、その合計が5,000ドルに達するまでは移住して何年か経った後でも、営農資金の追加送金枠として残っていますから、留守宅から送金してもらえます。

そのほか、この枠を超過した場合とか利用しない時には別に小口送金の方法がありますから別編（その2）を、ごらん下さい。

荷物の選択とまとめ

移住者は、洋行者ではありません。その支度に当っては当然華美をはいし、開拓あるいは雇用の実生活に即した生活必需品を揃えることを心がけねばなりません。そして現在手持の品物を、そのまま持参し必要な物だけを新しく買いととのえ、家財整理によって得



ビメンク農園（トメアス）



瀧水中（サンパウロ近郊）

た金は、できるだけ携行資金にふりむけるべきです。また移住者が持参できる荷物として、受入国で税金を支払わずに搬入できるものを決めています。これは生活のために直接必要な家財引越荷物と職業用具であって、托送品などは支度品として認められておりません。特に亜、伯国の場合は電気器具、車両類は莫大な税金がかかることを知って下さい。

それどころか受入国からみれば密輸入品とみなされて、高額の税金をかけられることがありますからくれぐれも注意して下さい。

(i) 生活用品

台所用品・食事用品は、現在手持のものを持参すること。とくに瀬戸引またはアルマイトの普通洋食皿、スプーン、フォーク、ナイフが必要です。ミシンのある人は持って行くこと。自転車は、移住先によってタイヤのインチが日本のものと異り、修繕に不便です。寝具類は全部そのまま持って行くこと。蚊帳も持参するとよい。乳幼児には絶対必要です。各人が腕時計を新調するなどは愚かなことです。

家庭薬、その他のこまごました品物は、センター入所中に調達できます。体温計は5本位用意しておきましょう。

(ii) 衣料品

現在の手持品を主として追加調達するものは、農業者の場合は、丈夫なカーキ・デニムの作業衣(上下)を少なくとも、1人あて3着位は欲しいものです。とくにズボンは5着位あってもよいでしょう。婦人もこの服装が便利です。男女共に背広やワンピースなど新調する必要はありません。婦人のハイヒールなども意味がなく、大抵靴は現地の方が良く、安いものが揃っています。和服の新調は必要ありません。

(iii) 教育および娯楽用品

現に使用している児童の教科書、参考書や絵本などは、是非持参

すべきです。また農業や農産加工の参考書、語学関係書、家庭衛生書、修養書なども必要です。碁、将棋、カルタ類は楽しみの多いものです。

(四) 大工道具

現在手持ちのもので結構です。住宅新築のための、釘、針金、鑿番、カスガイなどや入口の扉や窓の金具類は、携行すると便利です。

(五) 農具および種苗類

これも手持品を主とします。自家用、試作用の種苗類は持参した方がよい。とくに食生活の豊かな環境を作ることは大切です。また草花の種子は、生活を色彩づけるために必要です。農具について

「移住地案内」で具体的に説明しておりますから、ご参照ください。

ただし、サントス港においては種苗類の持込みは極めて困難です。積出港における検疫証明の有無に拘らず、伯国機関の検疫が当然ながら必要であり、特に苗木類はこの検疫待ちの間枯死等の事故を起すことがあります。(種子類は検査時に気付かれず通過する場合があります。)

(六) 美術品および禁制品

絵画類は課税されるおそれがあります。掛軸、書軸モノは、若干であれば差しつかえありませんが、大量に持ち込めません。刀剣、鉄砲、火薬、麻薬の類は持参できません。

(七) 食料品

日本式食料品は入植当初の分として、若干の食料品、カンヅメ類は携行すべきでしょう。とくにフリカケ、のり、椎茸、カンピョウ、コンブ、ワカメなどの海産物・乾物類は、現地では高価ですから、大量でない程度に持参した方が便利です。

ブラジルでは去る5月移住者携行荷物の免税法が施行されましたが、これは全面的な免税の意味ではなく、職業用の機械・器具・工具類に適用されるものであって、なおかつ、本邦出国以前にブラジ

ル領事館発行の認証書 (Declaração de Bens) を取付けておき提出しなければなりません。

又、関税法によって規定されている免税品目、カメラ、ラジオ、双眼鏡、TVセット、タイプライター (携帯用で重量10kg以内、1家族当り1個宛) 及び、使用中の衣類、寝具、装身具、書籍類は従来通り申告しさえすれば免税されます。

言いかえれば、上記以下の品物、一般家具類、電気器具類 (冷蔵庫、扇風機、テープレコーダー、電蓄、その他)、光学器械類、ミシン、編物機その他多量の食料品、同一物品等すべて今後も必ず課税されます。

センターでの追加支度

移住の支度は、できるだけ手持の品物を活用することですが、家庭救急薬品、地下足袋、運動靴やその他のこまごましたものは、センターに入所して、支度品についての講習を聞いてから、所内の売店で必要のものを調達する方が便利です。語学参考書もここで取扱っております。その他に欲しいものがあれば売店であっせんしてくれます。

携行荷物は使途により、また格納場所により分類されますから品目と荷造りに十分注意し、その合理化をはかることが第一です。とくにパラグアイ・ボリビア、ブラジル・アルゼンチンの奥地行移住者はその荷物の仕分けに十分気をつけて下さい。

積込場所	包装形態	中 味	使用区分
(A) 船 室 持込み	小型鞆 (スーツ ケース) ポストンバック 風呂敷包等	旅行用具 下着類等手廻品	移住セン ターおよ び船内

(B) 手荷物 倉庫	大型鞆(トランク) 柳行空	航海中日をきめて取出せば良いもの (気候のvari目目に備えた衣類等)	船内
(C) 船船	木枠ズ、木箱、布包、ござ包	寝具、炊事道具、農耕器具類等船内にて全く不要のもの	入植地到着後

(4) 般室手荷物

航海中の日常使用する身廻り品を入れた荷物の内容は、洗面道具、着替え類、娯楽用具、運動具、貴重品などのほかに、船中の講習会に必要な筆記用具、子供がいれば使用中の教科書、参考書など、それに荷物の開閉に必要な、カナヅチ、クギ抜き、クギなどを入れておきます。

船室がせまいので同室の人の迷惑にならぬよう各自スーツケース1個にとどめておきましょう。

(ウ) 手荷物室荷物

船によって手荷物室を設けている場合があります。船室に入らない荷物や、航海中の着換えなどを、格納してくれます。

(エ) 船艙荷物

一度積込んでしまうと上陸港まで、取り出すことができません。家具・農具・寝具などの大型の荷物類を格納します。

上陸港から、移住地まで、数日以上かかる奥地行の場合は、必要最小限度の食器類・寝具・農具をあらかじめ考慮して別の梱包にするかまたは手廻り品として手荷物室へ入れて下さい。

荷物の無料輸送許容量と超過料金

乗船港から上陸港までの荷物の海上運賃は次の容積まで無料です

年 令 区 分	自 営 開 拓	そ の 他
12才以上の者 1人に付	60 才	40 才
12才未満の者 1人に付	30 才	20 才
3才未満の者 1人に付	15 才	10 才

注：1才=1cft (キュービックフット)=0.0283立方メートル
40cft=1.33立方メートル

およその見当としてご参考までに

通常みかん箱は約2才
りんご箱は約4才～5才
茶箱は約6才～7才

この容積を超えて持参する荷物については40才で55米ドル、1才当り495円の割合で、超過運賃を船会社に対して支払わねばなりません。

荷造りと梱包材料

郷里発送から目的地到着まで、多くの人々によって取扱われ何べんも積換られます。できるだけ頑丈に荷造しななければいけません。とくに重量物や大きいものは、荷扱いに無理を生じ破損します。

1個の容積は最大20才、重さの限度は50キロ（約12貫）までにとどめて下さい。

1. 本箱の場合は、重量と比較して板の厚さ、材質を選びます。厚い板を使用する時は内側にカンナをかけておくと、入植後、棚板に使用できます。

2. 布団類は、袋に入れた後ゴザで巻きロープでしばります。内装は、油紙などの防湿紙を使用します。布団の間に機械類、コワレ易い物を入れておくと、



横浜移住センター

必ずこわれます。

3. 茶箱、リンゴ箱、アルミニウム・トランクなどは荷物の移動の際、案外破損しやすいものです。木枠を付けるか、ロープ、麻縄でしばってください。なおロープ、麻縄、ゴザなどは再梱包、現地入植後、役にたつから、多く用意する。

ナワ・ムシロなどのワラ製品は輸入禁止ですから、絶対に使用しないで下さい。

4. ドラムかんは、センター内の売店で販売しています。約 2,000 円です。梱包料もいらず入植後用水桶、風呂桶代りに使用できますし、また現地で売却できるなど種々活用の方法がありますから農業者は若干用意するとよいでしょう。

5. 内装梱包用として、ボロ布を多目に用意し入れておくと、入植後雑布に使えます。現地ではボロ布は案外入手困難です。

6. 特殊品（自転車・リヤカー・マシンなどは裸のままではいけません。また国内輸送用の梱包でも無理です。必ず専門の業者（センター内にも常駐しています）に、とくに船積用と指示して、梱包を依頼した方が無難でしょう。

荷物には目印をつけましょう

自分の荷物には、氏名、船名、行先をはっきりと大書し通し番号を付けておきましょう。

他人の荷物とすぐ区別できるように、色テープかマジックインキで色別するとよいでしょう。

また、荷物の内容について、妻よりも家長がよく知っておかねば

木札(例)

神戸市生田区山本通三ノ一二
神戸移住センター内
荻原良子行
二月二十七日あるぜんちな丸
神戸/サントス
10個口ー3号

(注) 欧文の行先名記入はセンター入所後でも指導してくれる。

なりません。

これは上陸港での税関検査に家長が立合わねばならないからです。

荷物明細書を作っておき、そのコピーを用意しておくとしり易くて便利です。

特殊荷物を持参するとき

車両類・容積の大きいもの・長尺ものとか、危険品・水ものなどを持参するときは、予め船会社に通知しておかないと積込みできませんので、郷里出発前に当団職員まで、その明細をご連絡下さい。

また一般工業機械類、多量の同一物品など移住者の携行物品として認められない荷物は、普通の旅具通関とちがって、正規の輸出許可書を取り業務通関をしなければなりませんので、前もって準備しセンター入所後、直ちに係員に申告して下さい。

荷物の発送と費用

郷里から荷物を発送するには

貨車便貨物の場合	神戸市湊川駅留神戸移住センター気付 何某
	横浜市磯子駅留横浜移住センター気付 何某
客車便小荷物の場合	神戸市二宮駅神戸移住センター気付 何某
	横浜市磯子駅横浜移住センター気付 何某

前記駅からセンターまでの運送は、センターに駐在している荷物取扱業者ジャパンエクスプレスに依頼すると実費で取扱いますが、配達付にした方がよいでしょう。

梱包料は、業者によりそれぞれ相当な差が出ると思いますが、一応の目安として掲げると、

木 枠 1才当り 180円 } 見当です。
 木 箱 1才当り 300円 }

1. 手荷物（旅行用品）

イ 旅行のさい必要な物品は、乗車券を呈示して、1人につき1個の重量が30kgまでのもの2個、総重量60kg（小児は30kg）まで手荷物として託送できます。なお、小児の場合は2個の総重量が30kgまでとなっております。

ロ 手荷物は次の容器に入れてください。

トランク、行り、段ボール箱、布袋、その他これに類似する容器。

ハ 運賃は1人につき、30kgまで180円で、それをこえる場合は、超過重量について通常小荷物運賃が加算されます。

2. 通常小荷物運賃

イ 通常小荷物として取扱われるものは、1個の重量が20kg以内のもので運賃は次のとおりです。

重量 \ 地 帯	第1地帯	第2地帯	第3地帯	第4地帯	第5地帯
10kg まで	140円	210円	270円	330円	390円
20kg まで	230円	350円	450円	550円	650円

地帯区分は、都道府県別に定められていますから、詳細は駅係員にたずねてください。

ロ 割増小荷物運賃

- A かさ高となるものについては、割増運賃が加算されます。
- B 貴重品、動物、こわれやすいものについては、個々の品名によって10割増又は20割増の運賃がかかります。

3. 手荷物および小荷物の配達扱い

手荷物および小荷物は、希望により配達の取扱いをします。この場合は、配達料として1個につき70円がかかります。なお、取扱品目

と配達区域に一部制限があります。

4. 本船積込費用は次のとおりです。

イ 船室手荷物 (キャビン・バゲッジ)

荷物の 大きさ	料金	積込料	トラック 運送料	計
4才 (cft) まで		50	40	90
6才 (cft) まで		80	40	120
6才 (cft) 以上		110	40	150

ロ 船舶荷物 (バゲッジ・ルームも含む)

荷物の 大きさ	料金	積込料	トラック 運送料	計
2才 (cft) まで		60	30	90
4才 (cft) まで		100	40	140
6才 (cft) まで		150	50	200
8才 (cft) まで		200	70	270
10才 (cft) まで		250	100	350

(注) 積込料は10才 (c f t) 以上、1才増寸毎30円、トラック運送料は15才まで150円、15才以上200円が加算されます。

センターへ入所する



税関吏による出張荷物検査（センター）

センターは船待ち宿ではありません

移住センターは、船を待つ間の一時の宿ではなく、移住に必要な手続を行ない、現地の事情とか外国へ行くための国際的エチケットなどの講習をうけるために入所するのです。そのために、きめられた入所者心得を、よく守って団体生活の規律と、衛生を重んじ、楽しい生活をするようお互いに気をつけましょう。

センターに到着したら、受付で、①移住者入所届、②貸与物品とベット割当表、③給食申込書をうけとり、必要事項を記入し、係員に提出します。

家長および単身者は、①移住者適格通知書 ②戸籍謄本または抄本（ブラジル行は2通、その他の国は1通）。③旅券下付料（旅券1通につき120円）* または、県庁の納入済受領書および査証用写真1枚をセンター業務課受付に提出します。

なお、当団の土地分譲、をうける人は、必要書類（実印、印鑑証明、戸籍謄本）を提示し、その点検をうけて下さい。

入所中は毎日、行事日程表（別表例）にしたがい、すべて取りすめられますから間違えぬよう、また必要に応じ随時スピーカーで放送します。



センター北行状

移住者行事日程表 (例)

日	午前			昼休	午後					
	9	10	11		1	2	3	4	5	6
2月21日 (火)	正午までに入所				入所式 行事日程説明 伯国領事館へ査証書類提出 避難訓練					
22日 (水)	伯、西 語学講習	渡航費貸付契 約、ドル交換 等の説明			内科、眼科検 診(予定)		現地融資に ついて			
23日 (木)	"	伯国領事面接 (予定)			ブラジル、ア ルゼンチン、 パラグアイ事 務		映 画 会			
24日 (金)	"	船中生活の心 得と寄港地の 下船要領			携行品荷造りと荷物 検査申告について					
25日 (土)	"	税関検査の注 意事項			保健衛生と救 急看護方法					
26日 (日)	休 み		自 由 時 間 (荷物整理)							
27日 (月)	伯、西 語学講習	税関荷物検査			南米の家庭生活テ ーブル・マナー					
28日 (火)	"	国際教養とカ トリック社会			渡航費、支度 記念金集結旅費支 給		船医診			
29日 (水)	"	出 国 認 証			ド ル 交 換					
30日 (木)	貸与物品 検 査		壮 行 式			午後1時退所		午後4時出帆 予定		

備 考

1. 朝食 8時～8時30分
昼食 12時～12時30分
夕食 5時～5時30分
 2. 酒宴、門限 午後10時
 3. 入浴予定日 12月21, 23, 25, 27, 29日
 4. 貸与物品検収 12月30日午前9時
- この日程は都合により変更することがあります。

入 所 者 心 得

1. 持参書類提出について

家長および単身者は、業務課に次の書類を提出して下さい。

1. 移住者適格通知書
2. 戸籍謄本または抄本
(ブラジル国行き二部・パラグアイ・ボリビア・アルゼン
ソンその他の国行き一部)
3. 旅券下付料(旅券1通につき120円)または県庁の納入済
受領書および査証用写真1枚)

なお海外移住事業団の土地分譲を受ける方は必要書類(奥印
印鑑証明書, 戸籍謄本など)を提示, 点検を受けて下さい。

2. 給食について

1. 給食申込みは総務課で受け付けますから, 希望食数を明確に
て係員に提出して下さい。
2. 係員が点検した後食券を交付します。食券は朝食(青),
食(赤), 夕食(白)に色別してあり, 使用の日付が印刷し
ありますから間違いなく使用して下さい。
食券を紛失したり, 当日の分を使用しなかった場合は無効
なり, 再発給しませんから十分注意して下さい。
3. 食費は全額国庫負担で1人1日165円(うち副食費は100円
当)となっております。
4. 病人, 乳幼児などお粥を希望する方は, 前もって食堂係員
申し出て下さい。
5. 食事は必ず所定の時間に食堂でして下さい。

3. 清掃と洗濯について

1. 室内は各室ごとに掃除道具が備え付けてありますから各自
掃除して下さい。廊下, 便所などの清掃は当センター係員が

ます。

2. 部屋の内外にごみや水を散乱したり、たんづばをどこにでも吐かないようにして下さい。
3. 洗濯は、必ず洗濯場で行ない所定の場所に干して下さい。洗濯物を窓や脚下につるしたり、洗面所で洗濯したりしてはいけません。
4. 洗濯物は他人の物と間違わぬように、記名または目印をして下さい。
5. アイロンは業務課で保管していますから係員に申し出て受取り、アイロン室で使用して下さい。使用後はただちに係員に返却して下さい。

貸与物品と設備について

1. 寝具、食器、その他貸与物品や設備をひどくよごしたりこわしたり、紛失したり、壁や扉に落書したりしますと弁償していただくことがありますから十分注意して下さい。
2. 後続移住者が気持よく使用できるよう、すべての貸与物品、設備を大切にして下さい。
3. 退所の際は、貸与物品を整理整頓し係員に返納して下さい。

門限、面会、外出、外泊などについて

1. 門限は、午後十時ですから外出の際は必ず門限までに帰所して下さい。
2. 面会人や見送人の来訪は、行事に差支えない限り自由ですが当センター宿泊は認められません。
3. 外出する時は、必ず係員に届け、特に遠出する場合は係員の許可を受けて下さい。
4. 外泊は、特別の事情がある場合に限り認めますが、係員の許可を受けて下さい。
5. 他人の迷惑にならぬよう飲酒、放歌、口論などは、お互いに

- つつしみまた服装もみだらにならないように注意して下さい。
6. 室内の手廻り品は、常に整理整頓し、紛失盗難などにかかぬよう注意して下さい。
 7. 火の用心を厳重にし、所定以外の場所でタバコを吸わないようにして下さい。
 8. 食事、入浴、消灯は、所定の時刻を厳守して下さい。
6. 現金の預託について
1. 多くの人が入り出しますので、紛失盗難防止のため、必要に応じて所内（2階会議室）に東京銀行の行員が出張して一時預託の取扱いをしますので利用して下さい。
 2. 退所出発前に、東京銀行員が来所して外貨交換と営農資金の取扱いをします。
7. 身体検査、診察について
1. 当センターで行なう身体検査、検眼、予防注射、診察、軽微な治療は無料です。
 2. 特別な診察については、最寄りの病院を紹介しますが、費用は自己負担です。
8. 出国認証について
- 出入国管理事務所審査官が当センターに出張し、移住者全員に対し出国認証の面接を行ないます。
9. 旅券の署名と交付手続について
1. 旅券にローマ字（ヘボン式）で署名しなければなりません。あらかじめ練習しておいて下さい。
 2. 旅券交付は退所出発前に行ないます。
10. 土地分譲などについて
1. 渡航費、移住者輸送援護共済積立金、外貨交換営農資金、入居費、土地分譲契約などの諸手続については当センターの係員が指導します。

1. 携行荷物について

1. 当所指定の荷物取扱業者ジャパン・エクスプレス社係員が1階荷物取扱人事務室に出張しておりますから相談して下さい。
2. 携行荷物の税関検査は、税関係官が当センターに出張して行ないます。
3. 植物（種苗）検査は、植物防疫所係官が当センターに出張して行ないます。
4. 動物検査は動物検査所に持参して検査を受けなければなりません。その日時は係員が指示します。

2. 行事日程の提示について

入所中の行事日程表を各自に配布しますが、都合により行事の変更などがありますから、常時掲示板に注意し、大切な行事を間違わぬようにして下さい。なお、必要に応じ随時拡声機で放送しますから聞き逃らしのないようにして下さい。

行事のあらまし

1. 移住者輸送援護共済積立金

この制度は、移住者を目的国へ無事に渡航させるために、移住者から1名につき50円（ただし1家族400円を超えない。）の拠金を求め、これに事業団負担金、関係機関の寄付金とあわせ、特別会計に預立てしておくものです。移住者が渡航中に不慮の災害疾病などの事故により医療費その他出費を要する際これを援護するためです。しかし、健康保険のように、通常の疾病を全部保険するものではありません。

2. 身体検査

移住者の健康については、移住申込みのとき提出する健康診断書

と査証に必要な健康診断書とによって、本来なら問題ないわけてが、これは再確認する意味で行なうもので、見落されていた疾病とくに眼疾と身体障害が発見されると乗船が出来なくなることがあります。

また入所中の不摂生により病気にでもなれば、渡航も不可能となりますから、保健衛生に十分気をつけて下さい。そのため医師と護婦が毎日一定の時間、医務室につめておりますし、或程度の薬も備えてありますから、異状を感じたら遠慮なく係員に申出て下さい。

3. 予 防 注 射

上陸港の検疫に備えて、コレラ、腸チブス、パラチブスなどの合ワクチンの予防注射や種痘が行なわれます。(郷里で実施済者を除く) 必要に応じ黄熱病の予防注射も行ないます。

4. 旅 券 査 証

旅券査証に際しては、ブラジル行移住者の場合、領事に面接し上、査証をうけることとなりますが、満18才以上の者は領事の面で、ローマ字(ヘボン式)で自分の姓名を署名しなければなりません。あらかじめ十分に練習をしておいて下さい。

5. 税 関 検 査

旅行荷物の検査は、税関吏がセンター倉庫に出張して行なわれます。検査に先立って、各家族の責任者はセンターに配付されてある所定の用紙に必要事項を記入し、必ず提出しなければなりません。各人が申告した荷物リストによって中味の検査をするので、記載されていない物が発見されると面倒ですから申告もれないようにまたセンター入所後買い整える場合は、税関検査の前に申告をさせておくことが必要です。

6. 携行外貨の交換

手持ちの日本円を全部申告して米ドルに交換します。ただし、日本船の場合は船内で日本円が通用しますから必要分だけはドルに代る必要はありませんが、外国船の場合は全く日本円は使用できませんから注意して下さい。

またドルに交換するとき、見知らぬ人から頼まれても絶対に応じはいけません。法律により罰せられますから特に注意して下さい。

郵便私書函

広い国で人口の少ない中南米では、いちいち配達できないので私書函の制度が発達している。これは郵便局か鉄道の駅に設けられており取りに行かなければ本人の手に渡らない。私書函をもつには年額一定の料金を納める。

7. 在留届の記入

センター職員より配付された在留届用紙に、各自が必要事項を記し署名捺印の上輸送引卒員が取りまとめて携行し、上陸港にて在公館員に提出します。この届は公館で受理されると各家族別に在留カードが作成され、身分上に関する証明書発給の基準にされるものです。従って婚姻、出生、死亡など身分上の変更、転居、職業の変更はそのつど、もよりの公館に届出をしてください。

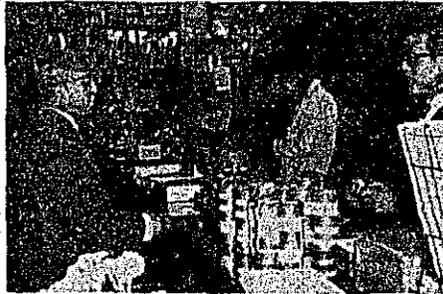
センター所在地

神戸移住センター

- (所在地) 神戸市生田区山本通3丁目121番地
(電話) 神戸(市外局番 078)(22) 0341~2, 5300(夜間)
(道順) 国電元町駅下車, 東寄り道路を北に向い市電横歩10分
三ノ宮駅下車の場合市バス7番(平野経由新開地)乗車北野町3丁目下車徒歩2分
神戸駅下車の場合市電にて中山手通3丁目下車, 側の道路を山手に向い徒歩5分

横浜移住センター

- (所在地) 横浜市磯子区西町16-5
(電話) 横浜(75) 1121~5, 1125(夜間用)
(道順) 国電根岸線根岸駅下車徒歩2分。根岸中学校手前



大抵のものなら何でも揃っている(センター内売店)

船 旅 は 愉 し

「長い退屈な船旅」は昔の話です。太平洋に出る商船三井の船は、明治41年第1回移民を乗せた笠戸丸以来、移民船としてあまりにも有名ですが、昨年9月太平洋客船として、名実共に装いを新らたにしました。



出 帆

また、オランダを代表するロイヤル社の船は、61年前から日本に定期航路を開設し、釜山・香港から東南アジアの港を経て、ケープ・タウンをまわり大西洋に出ます。外国船ですから言葉の点で若干不自由さを避けられないでしょうが、日本人の看護婦、料理人を乗船させておりますから心配ありません。

南 米 航 路 の 船

	船 名	総 噸 数		船 名	総 噸 数
商 船 三 井	ぶらじる丸	10,100	ロ	チチャレンカ号	10,872
	あるぜんちん丸	10,800	イ	ボイスベン号	14,271
	さくら丸	10,458	ヤ ル	テゲルベルグ号 ル イ ス 号	14,281 14,285

船内生活とサービス

船長は、船の最高責任者であり、そして総指揮者です。
絶対の権限をもっています。

船の組織は、甲板部、機関部、無線部、事務部と医務部の5つの部に分かれており、移住者に関係のある部は、事務部と医務部です。

事務部は事務長（パーサー）の統括のもと、本船におけるすべての船客業務に当たります。また食事や諸サービスのため、司厨長以下司厨員、ボーイなどサービス関係者が当部に属します。

医務部は、ドクターをはじめ2名の看護婦により構成され、船客と乗組員の健康を管理しています。

案内所

ここは、船内の「よろづ相談所」です。

何でもお聞き下さい。たとえば、本船上のサービスについて…寄港地での観光について…上陸地での宿の手配など何でも結構です。また携行金をはじめ貴重品の保管（無料）船内行事の準備、実施、その外船客からの苦情処理など、あらゆることの窓口となっております。気軽にご利用下さい。

ただ、執務時間外での来室は、ご遠慮下さい。

食 事



食 堂（あるぜんもな丸）

オランダ船では、中国料理・日本料理が主ですが、やはり総体に油こいようです。

日本船の場合は、洋食を主としあわせて和食サービスが行なわれます。

食事の外、毎日モーニング・コーヒーとアフタヌーン・ティが供

されます。いわゆる「朝のお茶」と「おやつ」です。

べつに、航海中、ときどき、船長、事務長主催のパーティーが開かれます。

その外船内売店では、甘味品や清涼飲料水が、自動販売機ではビールやジュースが販売されています。

船中のしこう品代というのは、案外ばかになりません。子供連れの方は、できるだけ自家製のアラレなど用意されるとよいでしょう。

娯楽・教養

船の楽しみはいろいろあります。船側でも、各種スポーツをはじめ碁、将棋、映画、のど自慢大会、運動会、赤道祭その他、船旅の思い出のために計画されます。

楽しい船旅を心から味わうため、ふるって参加しましょう。

船によっては、盆踊りや音楽会、ダンスパーティーも催されます。べつに幼児童遊戯室が設けられており、積木、輪投げ、玩具、絵本など用意してあります。その外図書室には、沢山の本が自由に読めるようになっています。



赤 道 祭

移住者輸送引卒者

移住者に対して本船は、一般船客と全く同一にサービスしており、何ら差別待遇をしていません。かえって、船によっては移住者が一つのグループをつくり、移住者であることを表示するのを歓迎

しないくらいです。しかし移住者は物見遊山の観光客と、同一視はできません。

そのため当団は引卒員を派遣し皆さんの相談役となり、また世話人となって、子供のための船内学校をつくり、成人向けには語学、現地事情、保健衛生、国際教養などを船のドクターや有識者あるいは再渡航者の中から適当な人を選び、講師となってもらい各講座を開きます。また船と相談し一般船客をふくめた船内世話人会をつくり、船の諸行事に協力したり、船内新聞を発行したり自治活動を行なうことになっています。

船中の時間は、来たるべき大切な試合を前にした、ウォーミング・アップの時間と考え大いに英気を養って下さい。「船ボケ」しないよう、全員かならず受講しましょう。

日 光 浴

航海中、せまい健康的でない船室で生活をつづけるので、天気がよければ大いに甲板へ出て、新鮮な空気、太陽光線を浴びましょう。ただし、幼児はあまり潮風に当てぬよう注意してください。

毎朝、毎夕の体操は、お互にさそい合っできるだけ欠かさずに参加することです。そして規則正しい生活をし、朝寝の宵っぼりは避けること。環境、気候の変化には昼寝は健康を保つために大変よいことです。

語 学 上 達 法

子供の頃、われわれは、いちいち字引をひいたでしょうか？文法などはあとでよい。子供にかえて「これ、なあに？」とやって、口まねで覚え、何べんも練習することである。そして移住したら初めの2・3年で覚えてしまう位の気持ちをもつことが大切です。

般内諸サービスと設備

支払いカード制

船内でのバー、売店、調髪、美容、洗濯、電報などの支払は、現金支払でなく、その都度カードにサインし、下船の前日に支払う方法があります。船内売店には、日用品等も一通り用意されております。

貴重品

船客案内所に預けて下さい。とくに現地への携行金は、自分で保管せずに、必ず案内所に預けておくように。

無線電報サービス

本船無線電報局を通じて、陸上との交信は、碇泊中を除いて、絶えず行なわれております。

日本への電報は航海中に引受けます。日本船の場合は、日本の留守家族からも同様に打電できます。

料金は、国内電報料の倍です。

郵便サービス

本船寄港地で受取った郵便物は、直ちに案内所で渡されます。発信するときは案内所か船内郵便局に出して下さい。



船室の内部

洗濯物（ランドリー・サービス）

洗濯物はルーム・スチュワードに申しつけて下さい。船室内に紙袋と料金表が備えてあります。また自分で洗濯する場合は、洗濯場をご利用下さい。

写真暗室

写真愛好家のために暗室があります。案内所に申出て、気軽にご利用下さい。

写真材料、薬品類は船内売店にあります。

理髪室・美容室

電話で予約ができます。市価より格安です。

診療室

通常の診察、治療は無料ですが、特別治療をした場合は、自己負担になることがあります。

本船の電流は、交流 110 ボルト・60 サイクルです。



診 療 室

楽しい航海をつづけるために……

長い海の旅を安全に楽しく過ごし、よい思い出をのこすために、次の点に、お互に気をつけましょう。

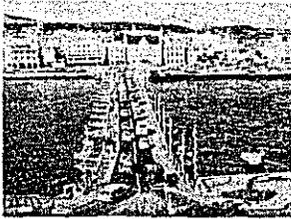
船は鉄でできています。陸上では軽いケガですむことが「骨折」などという思いもかけぬ大ケガになります。

- 荷役中の上甲板、ロープの付近には近寄らぬよう、とくに子供に注意して下さい。
- 階段の昇降、ぬれた場所での歩行は、十分に気をつけること。とくにハイヒールを、はくことはやめて下さい。
- 船内にその他、危険な機械設備があります。立入り禁止区域の掲示がある所、乗組員の作業場・居住区には、立入らぬよう心掛けて下さい。
- 舷側から、体をのりださぬよう。
- 船の振動や、動揺によって扉が急に締まることもあり大ケガをします。開閉の際は指などを、はさまぬよう注意して下さい。



寄港地で上陸するときは……

移住者輸送引率員の注意をよく守って次の点を注意して下さい。



自由港キエフナオ

- 単独行動をとらず、数名のグループで見物や買物をしましょう。
- 船船時間は、正確に守らねばなりません。
- 買物のつり銭を、他の国で使えない貨幣で受取らぬよう。
- 寄港地での飲食は、できるだけ

慎むこと。とくに果物は安いので、つい食べ過ぎて、下痢をすることが多いものです。

- 現地の人と余り馴れ過ぎないように。

船から日本への手紙の出し方 (例)

(ローマ字)	
Junjiro Suda	
on s.s. "Ruys" R.I.L.,	
Singapore.	
	(日本語)
	長野県東筑摩郡
	本郷村浅間三四三
(ローマ字)	小林良三様
Mr. Ryozo Kobayashi	
Nagano-Ken	
JAPAN	
AIR-MAIL	

船会社主要地連絡先

大阪商船三井船舶株式会社

- 本店船客室船客課 東京都港区赤坂一ツ木町36 TBS会館内
TEL 584-7846, 7847
- 横浜支店 船客課 横浜市中区山下町1 シルクセンター内 TEL 65-1361
- 神戸支店 船客課 神戸市生田区海岸通り5 TEL 39-8001
- ホノルル : Theo H. Davies & Co., Ltd. Steamship Dept., Davies Bldg., P. O. Box 3020 Honolulu 2, Hawaii, U. S. A.
Tel: 56991
- ロスアンゼルス: Williams, Dimond & Co., 530 West 6th Street, Los Angeles Calif. 90014 U. S. A. Tel: MADison- 0-0330
- クリストバル : Boyd Brothers, Steamship Agencies Ltd. Royal mail Bldg., Roosevelt Avenue, P. O. Box 5077, Cristbal, C. Z. Tel: 3-1271
- キュラソー : Curacao Trading Co. (N. A.), N. V. Handelscafe 24, Willemstad, P. O. Box 308 Curacao, Netherlands Antilles. Tel: 12475
- ラガイラ : Becoblohm La Guaira Compania Anonima Aparta do 140 & 141 Calle Bolivar No. 35, La Guaira, Venezuela. Tel: 6507/09

ロイヤル インターオーシャン ラインズ

- 東京: 千代田区有楽町1ノ1 106号室 216-571
自活国際ビル
- 横浜: 横浜市中区山下町204 ストロング・ビル 68-2186/9
- 神戸: 神戸市生田区京町72 クレセント・ビル内 3-6561/8
- 那覇: 那覇市美栄橋町1-12 松屋レストラン・ビル 3-3304, 3308,
- 香港: Royal Interocean Lines, Prince's Bldg. Des Voeux Rd. Central, Hong Kong.
- シンガポール: K. P. M. (Far-east) Ltd. K. P. M. Bldg. 1, Finlayson Green, Singapore.
- モリシャス: Ireland, Fraser & Co., Ltd., 10, Dr. Ferriere St. Port Louis. Mauritius.
- ダーバン: Interocean Lines (Pty.) Ltd., Albany House West 65 Victoria Emban Kment Durban.
- ケープ・タウン: Holland-Afrika Lijn (Pty.) Ltd., Oceana House, Corner Lower Burg & Waterkant Streets. Capetown.

寄港地通貨一覧表

(1967年3月現在)

寄港地名(又は国内)	通貨と呼称	換算日本円	1米ドルに 対し
釜 山	円(ウォン) 1	1.33円	ウォン 270
香 港	香港ドル H. G ドル 1	63円	5.70 H. G ドル
シンガポール	マラヤン ドル 1	117円	3.07 海峽ドル
モリシヤス	モリシヤス ルビー 1	75.60円	4.70 モリシヤス ルビー
ローレンソ マルクエス	エスクード 1	12.53円	28.75 エスクード
南アフリカ連邦諸国 (ダーバン、ポートエ リザベス及びケープタ ウン)	ランド 1	504円	0.72 ランド
ブラジル国 (リオ・デ・ジャネイ ロ、サントス etc.)	クルゼイロ ノーボ 1	133円	2.7 クルゼイロ ノーボ
モンテビデオ	ペソ 1	5.83円	61.50 ペソ
ブエノス・アイレス	ペソ 1	1円	350 ペソ
パラグアイ	グワラニー 1	2.86円	126 グワラニー
ポリビア	ペソポリビ アーノ 1	30円	12 ペソポリビ アーノス
ラ・グアイラ	ポリバル 1	80円	4.48 ポリバル
キューラサオ	アンチリア ンビルダー 1	190.90円	1.89 アンチリア ンビルダー

へボン式ローマ字

ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ	ン
A	KA	SA	TA	NA	HA	MA	YA	RA	WA	N
イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ	リ	イ		
I	KI	SHI	CHI	NI	HI	MI	(I)	RI	(I)	
ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	ウ	
U	KU	SU	TSU	NU	FU	MU	YU	RU	(U)	
エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ	レ	エ		
E	KE	SE	TE	NE	HE	ME	(E)	RE	(E)	
オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	オ	
O	KO	SO	TO	NO	HO	MO	YO	RO	(O)	

いよいよ上陸も間近か……

長い航海も過ぎてみれば早いものです。いよいよ、あと数日で下船するとなると、1刻も早く上陸したい気持と、もっとこのまま乗っていたい気持とが、錯そうして、身辺の整理をしたり手紙を書いたりして、落ちつかなくなります。

このときに、まずやっておかねばならないことは、

携行している荷物は船室・荷物室・船艙を問わず全部、それぞれ上陸港での税関検査に備えて申告書を作ります。これについては、適当な日に、船の事務員から説明会が行なわれますから、必ず出席して、疑問の点があったら、はっきり問いただしておくことです。いいかげんに聞いておくと、検査の時、余計な手間がかかったり、税金を余分にとられたり、場合によっては没収されることもあります。

とくに内容・数量・個数については、明確に申告書の記載と合致していなければなりません。

托送品は引受けぬよう、前にも述べましたが、やむなく引受けられた人もありましょう。托送品といっても本人に手渡すまで、あくまで貴方の荷物として税関の検査を受けねばなりません。他人の荷物だといふ申告洩れをしてしまうものです。

改めて個数を確認しておきましょう。

また、パラグアイ・ボリビア、ブラジル・アルゼンチンの奥地への移住者は、センター入所時、荷物をまとめ直したと思いますが、現地につくまでの当座の日用品などを身廻り品に入れてあるか確認しましょう。若干の品物は、船内売店で買求められます。

この申告書は本船事務長がサインをして上陸港の税関に提出されるもので、この申告書により、荷物検査がすべて実施されます。またこの申告書から切離した別票が貴方の荷物の預り証ともなり税関検査のときは旅券と共に提出せねばならず、終了後は荷物の引換証ともなりますから大切に保管してください。その他の入国諸手続は本船側で、すべてとり進めてくれますから、その指示に従うことです。

入港前後

船が岸壁につく数時間前から、受入国入国管理官が乗船してきま



上 陸(サントス)

す。検査は船側の提出するリストによって行なわれますが、港によって容ぼう、眼科など身体全般にゆきわたって検査されることもあり、またレントゲン写真の提示を求められる港もあります。船

中における洗眼の励行、その他保健衛生に関し日頃の諸注意は、極言すればこの場合に備えてのものとも言えるのです。

検査後、関係書類の検閲をうけ、入国査証が与えられ、最後に水上警察の検閲があってやっと入国が許可されたこととなります。

その際、旅券と荷物預証その他重要書類は必ず身につけて携行

わがいます。入国が許可され一旦下船した場合、所用があって再乗船するときは移民官の許可を取り付けるのが原則ですから、移住者は、出迎の当団支部職員または輸送引率員から何分の指示があるまで下船しないでください。

下船の際、携行を許される荷物は、ハンドバック、手鞆などの身廻り品だけで、あとはすべて荷物運搬人によって税関倉庫まで運ばれます。

なお、トラップを降りるときの注意として、腰に手拭をブラ下げたり、野卑な服装で下船したり、またカメラなどを見せびらかすようにして、観光旅行者と疑われるような態度で下船することはどちらも好ましくありませんので注意しましょう。

税関検査

税関倉庫に荷物を運び終ると、検査が始まります。検査場に入り荷物運搬人を指示して自分の荷物を集め、集めた荷物は税関吏によって申告書（船中で申告したもの）と被検査荷物が照合され開梱されます。そして移住者として許可されている物品以外のものについては、それぞれ罰金、関税、輸入税などが課せられることとなります。その時、立会の支部職員、出迎人が種々交渉してくれますから一任するのが賢明です。



上陸港での荷物検査

検査中に問題がおきたら、必ず言葉のわかる当団支部職員、領事館員、出迎えにきた引受人に事情を話し、みだりに代理交渉を他人に依頼しないことです。とくに税関構内には、この通関業務を専門にする、デスパシヤンテ（税関貨物取扱人）が屯らしており、中

には悪質な業者も混っているので充分気をつけてください。

検査終了後、荷物運搬人は荷物を場外に搬出してくれますが、この際とくに注意して紛失しないようにしなければなりません。

本船からの陸揚費用、運搬費用、取扱手数料等はこのとき支払うこととなります。

移住地へ出発する

上陸地までは呼寄人が出迎えますからすべてその指示に従ってください。列車に乗りこんで長途奥地へ向う人は、車中の夜冷えに備えて毛布を携行するよう。また貨車に積んだ荷物は1週間位遅れることを予想して「移住地案内」に従い、最低の必需品だけは客車内に持ちこんだ方が便利です。

消息通知

故郷に対する消息通知、住所連絡が兎角おろそかになり勝ちで、最近留守家族・関係者からの消息調査依頼が増えています。転居先を留守家族にも連絡しない者は簡単な調査では到底判りません。

故郷、留守家族への消息通知を最低年2回必ず行なうよう心がけてください。



移民の家（サントス）

呼寄人が鉄道無貨乗車券を相手国政府に申請した場合は、場所によっては陸路運賃を移住者が負担しない場合があります。車中の食費は引受人によって異なりますが、移住者負担が普通です。

また、サントス、プエノスアイレス両港の近くに移住者宿泊のための「移住者の家」「日本人会館」があり、格安で宿泊できます。

世界中のどこへ行っても人情に変わりがないと同様に、エチケットとして、どんなことが嫌われ、あるいは好感もたれるかは誰も大体承知しているわけです。

しかしまた、外国には日本とちがった風俗習慣のあることも事実です。

私達は何でもないと思っているようなことで思わぬ失敗を招くこともあります。

そしてそのことによって日本人の教養が疑われたり、軽蔑されたりする結果になるものです。

とくに籍を別にして、身近かな面からその風俗習慣礼儀作法その他について断片的に拾ってみましょう。



シムラスコ（焼肉）会

挨拶

- 1 先方が挨拶の声をかけたときは、必ず同じように声をかけて応える。
- 2 握手をするときは胸を張って堂々と握手をしながらペコペコおじぎをしないこと。
- 3 女性から男性へ、上位の者から下位の者に対して先に手を出すのが原則であってこの反対はさしひかえること。
- 4 女性が握手するときは軽く手を出すだけにする。キューと握ると誤解される。

服装

中南米はカトリックの国だから服装については、万事簡便を尊ぶアメリカ人と違ってなかなかやかましい。

- 1 教会に行くとき、人を訪問するときなどは身なりを厳粛にし、アップパーや下駄ばきはいけない。
- 2 婦人が袖をびらびらさせたり、男性が羽織、袴を着たりすることは珍しがられるかもしれないが、必ずしも感心されないから特別の場合を除きやめた方がよい。
- 3 不精ひげパサパサ髪など日本男子が伝統的に好む東洋豪傑的風態は甚しく嫌われます。
- 4 男女を問わずやたらに肌をあらわさないこと。山奥の一軒家でない限り、パンツ姿で夕涼みなどはもっての外です。
- 5 男は半ズボンをはくときは、膝までくる靴下をはき、ケズネを出してはいけません。

食卓の注意

- 1 食器や口で音をたてないこと。特にスープを吸うとき音をたてないように。
- 2 スープはスプーンを手前から皿の先の方へ押しすすぐこと。残り少なくなったときは、左手で少しばかり手前をもち上げて傾けるとよい。
- 3 ナイフでは食べ物を口に運ばず、必ずフォークを用いる。
- 4 パンはナイフで切らないで口に入れるだけでちぎる。
- 5 ナイフとフォークを使うとき、肩をいからしたり、腕を横にはらない。
- 6 果物はかぶりつかないで、皮をむいて適当に切り食べる。
- 7 スープの中にパンをひたしてたべない。
- 8 フォークやスプーンを口に運ぶようにする。その反対に口を近づけることは動物のようで品が悪いとされます。

別 編 (その1)

中南米で
生活するために
ぜひ
知っておきたい
こと

風	俗
習	慣
礼儀	作法 宗教
保健	衛生
病気	と 予防
国旗	と 国名

べからず集

- 1 頭を丸坊主にかること。(イガグリ頭は罪人の印である)
- 2 人に会ったときベコベコおじぎをすること。
- 3 他人の部屋にノックをしないで入ること。
- 4 金銭を示すときに、指で輪をつくること。
- 5 屋内はもとより、道路などでやたらに唾をはくこと。
- 6 多額の現金を自宅におくこと。

女性べからず集

- 1 人の前で胸をひるげて子供に乳をやること。(必要やむを得ないときは、ハンカチなどでかくす。)
- 2 シャがむこと。
- 3 子供を背中に負うこと。
(背中に負うと猿といわれる)
- 4 やたらにニヤニヤしないこと。
- 5 必要以上に遠慮すること。



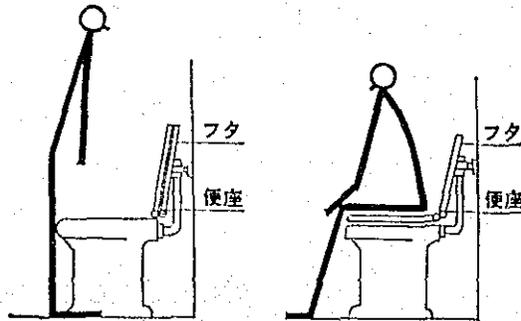
ブエノス・アイレス市街

便 所

便所にも各種のスタイルがありますが、いわゆる西洋便所の使い方は下図のとおりです。

ただ家庭やホテルによっては、日本には未だ普及されていない婦人用の特殊な装置「ビデ」があって便器と間違い易いから注意してください。

西洋便所の使い方



男子小用
便座、蓋共に上げて陶
器面を出し図のように
便器に向かって使用

大便及び女子小用
蓋を開けて図のように
便座に腰を掛けて使用

注 意

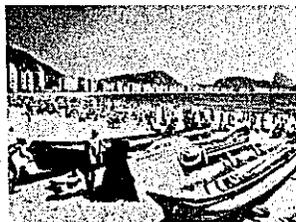
- 1 腰かけ板の上に土足で上らないこと。
- 2 用便後は必ず水を流すこと。
- 3 腰かけ板を汚さないこと。万一汚したときは紙できれいに拭い後の人に不快な感じを与えないこと。
- 4 ちり紙以外のものを便器の中に絶対投入しないこと。(西洋便所は水だけを流すようにできているから、異物を投入すると管がつまり、これの復旧のためには大なる失費を要する。)
- 5 使用後はふたをする。

結 婚

中南米諸国はカトリック教国であるため離婚は禁ぜられていますが。そのためもあって結婚は非常に慎重です。また保守的な面もあって、男女の交際も自由には行なわれてはいません。誕生日などの機会にダンス・パーティが催され若い男女の知り合う機会が作られますが婚約しても男は相当長い間女の家庭を訪問することになり外出時には必ず女の家庭の誰かが附添うことになっています。

少 数 民 族

日本のように単一の人種で国民が構成されていると気づかないが、2種以上の民族が混在する国では少数民族はとかく注目的になりやすく、日本人も海外に移住すると、この立場におかれます。人の行動が全体の行動と誤解され、ひいては日本人排斥の事態をひきおこすことになりかねません。例えば、自分たちだけの集団を作り特有の学校や寺を建てたり、特異な宗教や風習を持ち込んだりしてその国の風習に溶けこもうとしないことです。



コパカバーナの海港
(リオ・デ・ジャネイロ)

ア ミ ー ゴ

中南米では一般に、アミーゴ「友だち」にならないと一語に仕事は出来ないといわれています。古くは日本にも「兄弟契約」などという風習もあったように将来を固く誓って仲よく提携してやってくれるのがアミーゴでしょう。別に数に制限がありませんからできるだけ広く多く良いアミーゴをつくることが望ましい。

サイン (署名)

日本では実印や認印が使われるが、外国ではサインがこの印鑑の代りになる。そのためサインはやたらにしないこと。サインを予め工夫して書きなれておくこと。(銀行に届けたサインと引出すときのサインが異ると自分の金でも引出せなくなる。)

叱り方

中南米人は、面子を重んずる国民です。

だからもし過失を犯したり、命令に反するようなことがあった場合でも、他人の面前でヒドク小言をいってはいけません。この場合、その人は他人の面前で叱られた事実だけで逆うらみをすることがあります。他人のいない他人に聞えない方法でよく納得できるように説明することが大切です。賞める場合はその反対で皆の前で賞めることです。

チップ

外国で悩まされることの一つです。

日本人はとかく「少いと失礼だ」という考え方がありますが、チップは「チリも積れば山となる」思想ですからたとえ少額でも遠慮なく威張ってやればよいでしょう。小銭がなければチップの額を言っつり銭をとる位になると一人前といえましょう。

袖の下

ワイロという程大げさなことでなくいわゆる「袖の下」は、中南米ではこの効果は少くないどころか、かなり堂々と授受されていることです。大小に拘らず権限のあるところ臨時収入を伴うの感がないわけでもありません。よいことではないが、事と場合によっては

否そういうことがあるということにより、仕事がスムーズに行なわれる場合があるということを知っておくとよいでしょう。

移住者と不眠症

移住者の身边には不眠症を誘発する原因が非常に多い。誰もがかかる郷愁は間もなく治るものですが、それよりも中南米人の生活ベースに溶けこめず午後もとらず労働することで遂には消耗の末不眠症を起すことです。また中南米人気質とはかなりの差異があり、言葉のこともあって一段と焦慮することもあます。何はともあれその国の人間の生活ベースに1日も早く合わせましょう。

証票書類

日本でも受取書や預り証などは取引きや受渡しの事実を証することで保存することは当たり前ですが、中南米では特にこれが大切です。例えば、自分で日本から持込んで税関をパスした荷物でもそれを証する書類がないと輸送できなかったり、税務吏から不当な扱いを受けることがあります。身分を明確にする書類は常時携行するよう努めましょう。

禁語句

たまたま語や音が同一であったり似ているために、それをブラジル語やスペイン語として彼等が聞いた場合、聞くに耐えない言葉となるような日本語があります。例えば、魚(peixe)、化学(quimica)、ビール(cerveja) 九(nove)などは()内の言葉を使うことです。



就労中の技術移住者

カトリック（天主公教）

どの国も宗教の自由を憲法で保証しているが、中南米諸国では（ローマン）カトリックが国教同然となっており、カトリックを知らなければその国の文化も国民性も理解することはできないほどです。政治も社会生活の基盤もカトリックに根ざしているという過言ではありません。

またカトリックを日本では旧教とよびますが、これはプロテスタントを新教と呼ぶので、それと区別して対照的に呼ばれているようです。

キリスト教では、人は誰でも生れながらに原罪をもっているとして、神の子となるためには洗礼をうけなければなりません。この儀式は両親の他に親しい人に頼んで代父、代母になってもらい、教会に行って洗礼をうけます。洗礼をうけると、その当人にカトリック教会できめてある諸聖人の中から、両親の希望または神父の選択によって洗礼名が与えられます。男児ならパウロ、マリオ、アントニオ、女児ではマリア、アンナ、カタリーナなどの名が多いようです。

よその家の子供の洗礼に立会う男女を代父（パドリーニョ）、代母（マドリーニャ）といい、いわば名付け親です。未婚者でも代父、代母になれます。また代父、代母は夫婦でなくともよく、それは子供の親が選んで頼むものです。代父、代母はその子供の生みの親の次にその子供の後見役となります。ですから、子供が小学校へ入るとか、中学を卒業するとか、結婚するときにはお祝いをしてやるし、毎年のクリスマスには贈物をします。

これは美しい習慣で、日本人の二世、三世はもちろんその多くがその国の人を代父、代母にしております。これは自然に日本人とその国の人とが親しみ、社会に溶けこんでいく役目を果たしているとい

えましよう。

キリスト教にはミサ（礼拝式）がつきものです。ミサの中では信者の祈りや讃美歌の部分もあり、また司祭（パードレ）の説教が行なわれます。「ミサ聖祭」とは救いの犠牲であるイエス・キリストの御体と御血とが司祭の手を通して神にささげられる教会の祭りです。信者は日曜日や定められた祝日には、必ずミサ聖祭にあづかり、神を礼拝し、その御恵みを感謝し、また罪の赦しを願い、神の御助けを願うのです。

信者でない人も、日曜日など、教会に出かける周囲の人たちの生活に合わせ、教会に行き、ミサにあづかるのがよいでしょう。

教会には誰でも自由に入場できます。

ミサの間、立ったり、ひざまずいたり、腰かけたりする場合がありますが、これには一つ一つ意味がありますので、未信者でもまわりの人の動作をまねして、やはり尊敬の念をもって礼拝にあづかるのがよいでしょう。中南米では学校の卒業式や入学式、その他の公けの儀式がしばしばこのミサを中心にして行なわれる社会ですから「私はカトリック信者ではないから」といってそういう集りに出席しない日本人があれば、日本の不同化という批難がされることもおこりかねません。

信仰の問題は別として、そうした社会一般の風習にはできるだけ自分を合わせていくことが大切です。

教会のことについて聞きたいことがあれば、遠慮なく訪ねて行って下さい。どこの教会でも指導してくれる司祭（神父）や修道士、伝道士がいるものです。

保健衛生と食生活

熱帯・亜熱帯地域に生活するための保健衛生については、日本におけるそれとは、趣きを異にする場合が多いようです。

都市と田舎の医療施設、住民の衛生知識、生活程度は相当な差があり、そのためとくに、

1. 寄生虫病の予防
2. 皮膚疾患の予防
3. 農薬中毒の予防
4. 口腔衛生の管理
5. 精神衛生の管理（ノイローゼ）
6. 熱帯性伝染病の予防
7. 栄養管理 など

そして、環境衛生としては、

1. 住宅の衛生
2. 飲料水の衛生施設
3. 汚物処理の衛生施設

に充分気をつける必要があります。

移住者で、貧血、低血圧の人が多いのは、寄生虫によることもありますが、過労と栄養不足、とくに動物性蛋白質の不足によるものが多いようです。

移住当初のフロンティア精神は、時々にして食生活・住生活をギセイにし勝ちであるために、疾病にかかり易くなっています。

日本と気候風土を異にした自然環境で、過労に陥らぬよう、また食生活を豊かにし、毎食が栄養的に片寄せぬよう、工夫してください。とくに成長盛りの子供には年2回の駆虫剤の服用を欠かさぬよう注意しなければなりません。

また、食生活の心がまえとして移住地巡回診療医は、「美味なもの、贅沢なもの、必ずしも栄養とはならず、食物を充分溶かし、身体に受け摂らねばならない。それには、不平を持たない感謝の生活をし、体中に流れる折角のよい血液を、怒り、不平、不満などにより酸性化させぬようにしなければなりません。

人間の幸福は、健康に在りということで、個人生活、家庭生活と周囲の環境との関係、人間と魂と肉体の動き、即ち心の持ち方により健康を損むことが出来る。」と述べていることを参考にしてください。

なお、次のものは現地でも役立つので持参してください。

母子手帳 {当団診療所医師、巡回診療医、さらには現地医師の診断を受けるときも有用。

日本で撮ったレントゲン写真など。

生理用品 {現地のものは比較的使いにくいので若干量。

南米における医療の実際

南米では、いわゆる「医療分業」が完全に行なわれていて、日本の医療制度に馴染んだ者には、いろいろ戸惑うことが多いものです。次に、症状のそれぞれについてその取扱を説明します。

1. 軽い怪我、風邪等軽症の場合

この場合には、薬局に行き、薬剤師に症状を説明し、必要な薬を買います。薬剤師は大抵、メーカーの製品を売っており、患者の希望によっては、注射も行ないます。

なお、一般の商店は土曜日の午後、日曜日・祭日は休む習慣ですが、薬局はこれらの曜日に当番薬局制をしいてあけており、また平日にも大抵夜おそくまであいていて、突発の軽症に対して処置に困るようなことはありません。

2. 普通の病気の場合

都市では、医者が診療所を別に設け、毎日一定の時間出勤しています。田舎の場合は、自宅と診療所が一語になっている場合が多い。医者は必要な診察をした後、処方箋を手渡し、次回の診察日時を指定します。

患者は処方箋を薬局にもって行き、医者が指定した薬品を購入

し、処方箋にしたがって使用します。

医者は症状によって、レントゲン、検尿便などを要求することもあります。その場合には専門の検査所 (Laboratório) に行き、必要な措置をうけることになります。(日本のように、医者が自分のところで、これらの処置、検査まで行なうような設備はありません。) また、これらの費用は別に支払わなければなりません。

3. 手術等入院を要する場合

日本では病院に専属の医者・看護婦がいるが、南米では専属の医者はおらず、医者は必要の都度病院を利用するというのが普通です。そのため直接病院に行っても受け付けてくれず、必ず医者を介することが必要です。

手術等のあと、医者はその後の処置について処方箋を書くので、それに従い薬品を購入し使用することになります。入院費用と医者の費用は全然別個に支払わねばなりません。

4. 急患、交通事故の場合

交通事故による怪我、急患等のように緊急な処置を要する場合には、救急病院 (Pronto Socoro) を利用します。

この病院には専属の医師がおり、急場の間に合わないということはありません。また小児専門の救急病院もあります。

5. 慈善病院を利用する場合

南米では一般的に日本にくらべ医療費が非常に高いため、経済的に恵まれない人は医者にもかかれないという場合が多いので、カトリック系の Santa Casa 病院が至るところに設立されています。ここを利用するためには、神父等有力者の手を経て手続をすれば、簡単に診療、入院が可能です。経費については、資力に応じ負担する建前で無料で受ける場合も多いです。

また、一般の人の入院も可能です。

6. 歯 科

軽度の歯痛であれば薬局で相談し、市販の薬を購入し使用することで足りるが、歯科医は日本の場合と同様、自宅に診療所を設けて入歯、抜歯の処置をしますが、薬品は処方箋により薬局で購入します。なお、診療時間外あるいは夜間等に応急の措置を要する場合は歯科救急病院があります。



サンパブロ中心街

主な病気とその予防

マラリア (マレツタ)	蚊にさされないこと。栄養・体力を落さないようにすること。レソリン・カモキンなどの予防薬を3日目毎に1個宛のむ。
アメーバ赤痢	生水を飲まないこと。生水で汚染された生物を食べないこと。クロロマイセチン、MEBIOLが有効です。
シャーガス病	南米全土にみられ、バルベyroと通称される昆虫(油虫火)によって媒介されるので、これが天井、壁など屋内にすまわないように注意することが大切。(隙間をなくすること、DDT、BHCなどを撒布すること蚊帳を吊ることは適当(乳幼児にはぜひ励行したい))
肝ジストマ	水蝸牛の棲む沼沢中に裸足のまま入らぬこと。この虫は流れや水深2米で、岸から10米離れた所には棲んでいない。薬品はバイエル製 Miracil-D が効果あるという。
十二腸虫病 (鉤虫症)	未消毒の野菜、生水を摂取しないこと。裸足の出歩きをしないこと。
蛔虫病	未消毒の生野菜を摂取しないこと。
黄熱病	予防注射をしておくこと。
細菌性赤痢	この病気は最近日本でも多い。生水・生物をとらぬこと。テラマイシン・クロロマイセチン・サルファ剤が効く。
腸チフス	生水・生物をとらぬこと。体力が低下しないように気をつける。クロロマイセチンが有効です。

破傷風 (毒素産生菌 感染症)	外傷をうけたとき傷口が泥、土で汚染したときは直ちにヨードチンキで充分消毒すること。傷の深い場合は医師の治療を受ける。必要があれば血清注射を受けるとよい。
一匹ビツショ	一種の金糸の幼虫が毛根から侵入し皮下に巣を作り棲むので恐ろしいものではなく、医師の手でエーテル、クロロフォルムで蛆を麻痺させ引き出すとよい。
毒 蛇	咬傷を受けた時は速やかに（少くとも6時間以内）治療血清を受け、絶対安静を守り医師の指示に従うこと。血清は蛇の種類によって製造・準備されているので受傷した時蛇を殺しておくか、蛇の種類を確認しておくが最も有効適切な血清を受けることができる。確認できないときには三種混合血清の注射が効果ある。
砂 ビツショ	草葺き小屋や物置などの乾いた地面の砂の中に住む。局所をヨードチンキで消毒し掘り取るがよい。
リュウマチ熱	比較的多い病気で、初めは感冒とも肺結核の初期とも判然としない不明熱で不規則にして月余におよぶことがある。予防には体力を低下させないこと。含嗽（うがい）を欠かさず、サルファ剤、クロロマイセチン、テラマイシンなどの服用、注射をするとよい。

国名と国旗

ドミニカ 国名の起りは、サント・ドミンゴ島の統治者達がカトリック教のドミニコ派に属していたことからドミニカ (República Dominicana) が由来したと云われている。国旗は白十字で四分され左上、右下が青、右上、左下が赤で、青は神、赤は國家を、白は自由を表わし、白十字の中央に國章が入っている。

ボリビア 南米の解放に力をつくし、建國に貢献したシモン・ボリバル將軍を記念してつけられたもの。国旗は長方形で横に3等分し、上から赤、黄、緑の3色、中段の黄色部の中央に國章が入っている。3色旗の赤は動物を、黄色は鉱物を、また緑は植物とそれぞれ産物の豊富さを表わしている。

アルゼンチン アルゼンチンという名は同國を流れるラ・プラタ河という大きな河の名と同じ意味だということである。国旗は横に3等分した筋があり、上下は淡青色となっており、白色の部分に黄色で「5月の太陽」が入っている。青色と白青は1806年のイギリス軍侵入を撃退した時アルゼンチン人の着ていた服の色に由来するといわれ、また太陽は1810年の5月10日のスペイン統治に反対して、起ち上った革命のシンボルといわれている。

ブラジル 昔、欧州で盛んに赤色の染料に用いられていた「ブラジルの木」が、この地方の産物だったことから起こった名。国旗は紅色の長方形の旗地に黄金色の菱形をとりその中央に白のリンボをかけた藍色の天体をいれている。リンボの文字の「秩序」と「進歩」はブラジル國民の理想を表現し、星は各州を、また旗地の緑は森林やコーヒーを、黄金色は金や鉱物を、藍色は美しい空をあらわしたものとされている。

パラグアイ 国名の起りは、土人語で「鳥毛製のかんむり」の意味だということ、土人が「シュロの花咲く花輪の水」という意味で、パラグアイ川を「パラグアイ・イー」とよんでいたことによるという説がある。国旗は横3段に等分して、上から赤、白、青の3色旗。中段白色の中央に國章が入っている。赤色は戦争を、白色は平和を青色は秩序をあらわしている。國章の部分は表裏異なっており、表が正式の國章は裏は國庫を表現している。

移住する場合の援護と助成

渡航前の財産の整理援助など

(イ) 農業拓植基金制度

農業者が移住する場合の財産処分について移住する人々から財産を取得しようとする者および移住資金を贈与または貸付けようとする者が、農協その他の金融機関から資金を借り入れる場合、その債務を保証するため各都道府県に農業拓植基金協会（現在36府県）が設けられています。

保証期間は10年以内で保証金額は通常50万円以内で保証料は必要としません。

(ロ) 自作農維持資金融資制度

海外移住関係としては、農業者の相続人となるべき者が海外移住するための資金調達を容易にするため、その贈与資金として最高30万円（年利5分据置含め20ヵ年償還）が政府より融資されます。

(ハ) 農林漁業経営構造改善資金融資制度

海外移住関係としては、移住者の農地などの処分を容易にするために、移住する人々の農地などを買取る農業者に対してその取得資金として最高80万円（年利3分5厘据置含め25ヵ年以内償還）が、農林漁業金融公庫より融資されます。

(ニ) 国内開拓者の海外移住については

「開拓者離農助成対策要綱」に基づいて離農補助金を1戸当たり50万円（国庫2/3、県費1/3負担）が交付されます。

その他、各県においてそれぞれ独自の援護制度があります。

2. 渡航後の生活営農などのあっせん指導

外務省の在外公館が領事保護の立場から在留邦人の指導を行なうことは勿論であります。事業団においては受入国にそれぞれ支

部、事業所、駐在所を設け移住者の援護、指導を行なっています。

自営開拓移住地には学校、診療所、収容所、試験農場などを設け便宜を図っているほか、各産業組合は独自の立場でそれぞれ組合員のための援護体制を整えています。

事業団「農業貸付」案内

(貸付の相手方)

自営農(経済的に独立して農業を営むもの、借地農、分益農を含む。)であって、未だ安定した農業経営の段階に達していないもの、または自営農として独立しようとするもの。

(貸付金の種類)

貸付金の種類には、設備資金、長期運転資金および短期運転資金があります。

(移住者に対する貸付資金の用途)

1. 設備資金および長期運転資金

- (1) 自営農として独立するために必要な土地の購入資金
- (2) 営農拡張に必要な土地の購入資金
- (3) 土地の造成および開墾に必要な資金
- (4) 灌漑、排水施設資金
- (5) 道路造成資金
- (6) 永年作物の植付および管理資金
- (7) 家畜の購入および飼育資金
- (8) 農業用機械、機具購入資金
- (9) 農産加工施設資金
- (10) 交通運搬機具購入資金
- (11) 家屋、農舎、畜舎、車庫、修理場等の建設資金
- (12) その他営農に必要な設備資金および長期運転資金

別 編 (その2)

移住する場合の援護と助成

事業団融資貸付案内

留守宅からの送金方法

主要移住先国一覧表

教育制度一覧表

祝祭日一覧表

移住先国への帰化

各国の度量衡対照表

昭和42年満年令表

電圧・サイクル

移住行政機関構図

在外公館所在地一覧表

在外支部所在地一覧表

2. 短期運転資金

- (1) 短期作物の植付、管理資金
- (2) 作物の収穫資金
- (3) 生産物販売用資材の購入資金
- (4) 農業用機械器具および交通運搬器具の補修資金
- (5) その他営農に必要な短期運転資金

(移住者に対する貸付金残高の限度)

貸付金残高の限度は、一貸付先につき設備資金および長期運転資金、合せて150万円相当額、短期運転資金30万円相当額が限度です。

但し、貸付金額は、貸付の相手方の事業計画、資金計画、自己資金調達能力等を勘案し、事業団が適当と認める金額の範囲内に止めます。

(自己資金の調達)

貸付の相手方は、原則として所要資金総額の2割は自己資金で賄わなければなりません。

(貸付金利率)

原則として、ブラジルにおいて年12%、その他の国においては年5%。

(貸付の期間および償還方法)

- (1) 設備資金および長期運転資金の貸付については、8年以内の割賦償還または一時償還。
- (2) 短期運転資金の貸付については、1年6ヵ月以内の割賦償還または一時償還。

但し、貸付の期間および償還方法は貸付決定の際に資金の用途、貸付の相手方の償還能力等を勘案し、上記期間の範囲内で定めます。

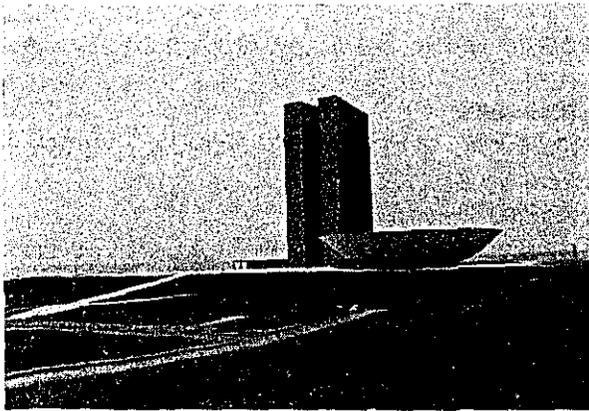
(担保および保証人)

貸付を行なうにあたっては、物的担保が必要です。また保証人を立てなければなりません。

(延滞損害金)

延滞した貸付元利金に対しては、延滞損害金を支払わねばなりません。

なお、このほかに移住者の団体（法定の農業協同組合、その連合体又はその他の農業団体等）に対する「農業貸付」の途も開かれています。



ブラジリア

留守宅からの送金方法

移住者は渡航時携行（送金）資金を含めて、5,000米ドルまでの送金許可枠をもっています。現地入植後、必要なときには「金額と用途を明記した書信」を留守宅に送って送金依頼をして下さい。そして当国へその申請をするよう併せて指示してください。

なお、家族移住の場合は家長の送金枠を使うこととなりますが、受領は指定する同伴家族宛とすることができます。

営農資金許可枠以外で送金してもらうには次の方法があります。

送金目的	送金許可額	申請書に添付すべき書類
親族に対する贈与	送金者1人につき1年間に500米ドル相当額以内	①相手方からの書簡と封筒
	上記の金額をこえるもの ただし、相手が二親等以内の親族であって困窮状態にある場合に限る ※日銀申請必要	①相手方からの書簡と封筒 ②相手が二親等以内の親族である旨を証する書類 ③所定様式による誓約書
親族または雇傭関係ある者に対する医療費	実費	①医療費に関する医師の請求書
小額送金	送金者1人につき1年間に50米ドル相当額以内	①所定様式による誓約書
結婚持参金	持参金額より納付すべき税額を差引いた金額の範囲内 ※日銀申請必要	①旅券 ②納税証明書 ③外国に居住するものと婚姻である旨を証するに足る書類 ④持参金が本人のものである旨を証するに足る書類

送金目的	送金許可書	申請書に添付すべき書類
相続財産	相続財産から相続税を差引いた金額の範囲内 ※日銀申請必要	①死亡証明書 ②遺言書 ③財産内容目録 ④相続税納税証明書 ⑤被相続人が死亡時、居住者であり、相続人が非居住者である旨を証するに足る書類
恩給、年金、退職金、一時金および同種のその他の所得、社会保険および社会保険に係る給付を含む	政府または地方公共団体など以外の者が支給する金額の範囲内 ※日銀申請必要	①支給者または会計責任者の証憑書類 ②受給者が外国に居住している旨を証する書類
自己の用に供するための新聞、定期刊行物若しくは書籍などの購入費または予約購読料	送金者1人につき1件500米ドル相当額以内 上記の金額をこえるものは日銀申請が必要	①請求書、送り状または案内書
外国にある団体、協会の加入金または会費	加入者1人につき1件200米ドル相当額以内 上記の金額をこえるものは日銀申請が必要	①請求書、案内書または説明書
検定料、分析料、登録料、受験料、卒業証明書などの手数料、謄本または抄本作成手数料	送金者1人につき1件200米ドル相当額以内 上記の金額をこえるものは日銀申請が必要	①請求書、案内書または説明書
返戻金（受領後3月以内に返戻するものに限る）	受領金額の範囲	①受領した年月日、目的および金額 ②還付金については、解約があった旨を証する書類 ③払戻金については、受領金額に余剰または未使用を生じた旨を証する書類

主要移住先国一覽表

事項	国名	アルゼンチン	ブラジル	パラグアイ	ボリビヤ
面積 km ²		(日本の約7.5倍) 2,795,698	(日本の約23倍) 8,511,965	(日本よりやや大) 406,215	(日本の約3倍) 1,098,581
人口 人		(63) 22,117,000	76,744,000	1,906,000	3,951,000
首府(人口) 人		ブエノスアイレス 6,790,000	ブラジリア 142,000	アスンシオン 305,000	ラパス 353,000
政 体		共 和 国	連 邦 共 和 国	共 和 国	共 和 国
独立年月日		1816年7月3日	1822年9月7日	1811年5月15日	1825年8月6日
国 会		二 院 制	二 院 制	一 院 制	二 院 制
国民総生産		8.1 (62) (単位10億ドル)	2.93 (62) (単位1億ドル)	149 (61) (単位100万ドル)	99 (58) (単位100万ドル)
国民所得 (1人当り)		238ドル	23ドル 2.75	117ドル	94ドル

通貨	1ペソ=1円 1ドル=350ペソ	カトリック	1クルゼーロノボ =133円 1ドル=2.7 クルゼーロノボ	1グアラニー =2.86円 1ドル=126 グアラニー	1ペソポリビア =30円 1ドル=12ペソ ポリビア
宗教	カトリック	カトリック	カトリック	カトリック	カトリック
言語	スペイン語	ポルトガル語	スペイン語	スペイン語	スペイン語
人種構成	白人 97% 混血其他 3%	白人(混血を 含む) 61.7% 褐色人 26.5% 黒人 11.0% 黄色人 0.6% 不明 0.2%	白人とインディ オの混血 96.5% 白人 2.0% インディオ 1.5%	インディオ 63% 混血 32% 白人 15%	
在留同胞数(64) (推定)人	17,000	520,000	7,600	6,500	
日本へ輸出 A	単位1,000ドル 55,887 (64)	単位1,000ドル 37,190 (64)	単位1,000ドル 1,936 (62)	単位1,000ドル 16,221 (62)	
対 日本より輸入 B	25,677 "	29,019 "	5,982 "	8,003 "	

日 質 易	A 主要品目	食品 (ぶすま、肉類、こうりやん) 原料品 (原羊毛、原皮) タノンニエキス	原料品 (綿綿、鉄鉱石) 食糧品 (コーヒー、豆、カカオ、パロコ、トウモロコシ) 一、原皮、鉄鉄	原料品 (骨粉、植物油、油脂、原皮、大豆)	原料品 (鉛、銅、鋼カス、原皮、銀、鋅)
	B 主要品目	機械器具 (一般及び電気) 重化学工業品 (化学、鉄鋼製品) 軽工業品 (ゴム、タイヤ、車軸、精密機械)	重化学工業品 (鉄鋼、鉄板) 機械器具 (一般及び電気) 精密機械	軽工業品 (綿布、化学繊維) 機械器具 (電動機及び電気器具) 自動車及び部品	自動車 軽工業品 (織物、ゴム、製品、鉄鋼、金属製品)

(備考) 1. 世界文化地理 (講談社) ラテンアメリカ事典 (ラテンアメリカ商典 (ミリオンプラックス) 等より採り)、
2. (54) (63) 等は1964年、1963年を示す。

教育制度一覽表

	ブラジル	アルゼンチン	パラグアイ
初等教育	小学校 4~6年 (州、地域により異なる) 義務教育	小学校 7年 義務教育6~14才	小学校 6年 義務教育7~14才
中学教育	中学 4年 (普通、商業、工業、農業等) 高校 3年 (普通、商業、農業等) (工業は4年)	中等学校 5年 (普通、商業、師範等) (工業は6年)	中学 3年 高校 3年 (普通、商業、工業、師範等)
高等教育	大学 3~6年 (体育・衛生3年、経済・社会福祉・備薬4年、法律・工学5年、獣医・航空5年、医学6年等)	大学 5~7年 (各学部の修業年限は大学により異なる。医・工学部は普通7年である。)	大学 4~6年 (哲学4年、歯学5年、農獣医学・法律・社会学・物理数学・化学薬学6年等)
	ボリビア	ドミニカ	カナダ
初等教育	小学校 6年 義務教育7~14才	小学校 6年 義務教育7~14才	小学校 6~8年 義務教育6~14才
中等教育	中等学校 6年 (農学校は4年)	中学 2年 (普通) 高校 4年 (普通) (商業、農村師範は3年)	中学 3~4年 (職業教育、技術訓練) 高校 4~5年 (普通)
高等教育	大学 4~7年 (獣医4年、経済・法律行政・農学・薬学5年、工学6年、医学7年等)	大学 4~6年 (哲学・教育・薬学化学4年、法律工定5年、医学6年等)	大学 3~7年 (農学関係・自然科学関係4年、工学・技術関係4~5年、法律・医学関係7年)

ラテン・アメリカ諸国では、近年、教育特に初等教育の拡大、充実に力を入れている。修業年限の延長、学習指導要領の改正、新教授法の採用、教師の質の向上などがその施策としてとりあげられている。すなわち、教育界は過渡期とも云える時であり、州(県)、都市と農村、学校、学科の種類により若干の差異および変化がある。

祝 祭 日 一 覧 表

ブラジル	アルゼンチン	パラグアイ	ボリビア	ドミニカ
1月	1年 新 諸王の日	1年 新 サン・ブラス	1年 新	1年 新 諸王の日
2月	6日 諸王の日	3日 サン・ブラス		21日 アルタグラシアの日
3月	5日 謝肉祭	1日 セロ・コロラ記念日	27日 母の日	26日 英雄フェルナンドの日
4月	21日 チラヂンテス			27日 独立記念日
5月	1日 労働祭	1日 労働記念祭	1日 労働祭	1日 労働祭
6月	17日 20日 聖体拝授の日 国旗の日	12日 ポリビアとの平和記念日	17日 聖体拝授の日	14日 コンスタンスの日 17日 侵入記念日 19日 聖体拝授の日 29日 記念日 聖ペドロの日

7月		9	独立宣言記念日										
8月		15	マリア昇天祭 サンマルティン將軍の日	15	アスシオン建 設記念日	5	独立記念日	15	聖母被昇天の 日	16	国植回復の日		
9月		7	独立記念日		ボケロン戦跡 記念日	29		24	聖母の日				
10月		12		12	アメリカ大陸 発見の日	12	人種祭	12	アメリカ大陸 発見の日				
11月		15	共和国宣言記念日	1	諸聖人の日	1	諸聖人の日 お盆	1	諸聖人の日				
12月		25	クリスマス	8	マリア懐胎の 日	25	クリスマス	8	マリア懐胎の 日	25	クリスマス		
その他			宗教祭の他、大 統領、州、市に より休日あり				聖週など宗教祭 日あり		聖週など宗教祭 日あり				

移住先国への帰化

中南米の国に行つて、そこに永住してもそれで中南米人になるのではない。外国人として登録されるだけである。しかしその国で生れた子供は登記所に届け国籍を取得する。1世は帰化の条件をそなえてから申請するのでなければその国の国民になれない。

■ブラジル国の場合

- (1) 5年間以上ブラジル国に居住していること。
- (2) ポルトガル語を読み書することができること。
- (3) 申請者の生活を保証する職業または収入があること。
- (4) 素行が善良であること。
- (5) 懲役1年以上の刑に問われたことがないこと。

居住期間5年については次の場合には短縮されます。

- (1) 申請者がブラジル人である父または母をもっている場合と、ブラジル人である妻または子女をもち且つ農業者であるか、あるいは特殊の技術をもっている場合は2ヵ年。
- (2) 申請者が職業上、芸術上または科学上の能力をもっている場合、またはブラジル国のために顕著な貢献があるか、または貢献し得る場合は3ヵ年。

■アルゼンチン国の場合

- (1) 18才以上で、継続して国内に2年以上居住した者は申請によって帰化することができ、また継続して5年間居住した場合は、自動的に帰化することになります。但し、この場合所定の期間内(60日)に国籍取得の可否について意志表示をしなければなりません。
- (2) 2年間の期間は、次のような役務についた証明をすれば短縮されます。
 - (イ) 連邦または州の政府の名譽職についたこと。

- (ロ) 国の防衛のため軍事関係に服務したこと。
- (イ) 新規産業または有益な発明をもたらしたこと。
- (ウ) 国内の鉄道建設を行なったこと。
- (ホ) 開拓地に土地をもって居住し、開拓すること。
- (ヘ) アルゼンチン人と結婚していること。
- (ト) 教育に従事すること。

■パラグアイ国の場合

- (1) パラグアイ国内に5年間継続して居住すること。
- (2) 土地、その他の不動産を所有し、投資または科学、工業もしくは工業に従事すること。
- (3) 素行が善良で、2年以上の懲役刑に問われたことがないこと

■ボリビア国の場合

- (1) ボリビア国内に2年以上居住していること。
- (2) ボリビア人である配偶者または子供をもっていること。
- (3) 素行が善良であること。
- (4) 過去5ヵ年有罪の判決をうけたことがなく、合法的な生活をしていること。
- (5) 農業、工業、または教育、科学、技術活動などに従事している場合、またはボリビア国に貢献したことを上院から認められた場合、この期間を1年間に短縮される。

各国の度量衡対照表

(中南米において日常使用されている植民地時代の旧度量衡)

ポルトガル語		スペイン語	
単位	摘要	単位	摘要
ポレガーダ Polegada	9分1厘	ブルガーダ Pulgada	9分1厘
パルモ Palmo	8ポレガーダ= 7寸2分6厘	パルモ Palmo	7寸2分6厘
ペ Pé	12ポレガーダ= 1尺9分	ピエ Pie	1尺9分
コバード covado	3パルモ= 2尺1寸8分	バラ Vara	0.866米
バアラ Vara	5パルモ= 3尺6寸3分	ヤルダ Yalda	2尺9寸7分
ブラッサ Braça	10パルモ= 7尺2寸6分	クアドラ Cuadra	100バラ= 86.6米
ミーリヤ Milha	2200米=20町10間	レグア Legua	4,330米
レグア Legua	6,600米		
アール Are	100平方米= 1畝0步2分	マンサーナ Manzana	1.66エーカー
ヘクタール Hectare	100アール= 1町25步	ファネガーダ Fanegada	88.1エーカー
アルケイレ Alqueire	サンパウロ州 2町4反4畝 ミナス州 4町8反8畝 北部地方 2町7反4畝	エクタレア Hectarea	100アール= 1町25步
		タレア Tarea	629平方米=0.6畝
クアルチー リョ Cuartilho	0.51リットル	クアルチー リョ Cuartillo	0.51リットル 酒は0.46リットル

ポルトガル語		スペイン語	
単位	摘要	単位	摘要
フラスコ Furasco	2リットル	アローバ Arroba	25.35リットル
マ Mão	1束=トーモロ コシ60本	ファネガス Fanegas	55.5リットル
カ carro	馬車1台=80マン	カルガ Carga	2ファネガス
サ Saco	1袋=60キロ	アルムド Almudo	5.28ガロン
		キンタール Quintal	1,014リットル
アローバ Arrova	32ポンド=4貫	リブラ Libra	0.5キロ
キンタール Quintal	4アローバ=16貫	アローバ Arroba	12.5キロ
		キンタール Quintal	46キロ

昭和42年満年齢表

(誕生日を過ぎた方は「1」を加えて下さい)

生年	年齢	西暦	生年	年齢	西暦	生年	年齢	西暦	生年	年齢	西暦
慶応 3	99	1867	25	74	1892	6	49	1917	17	24	1942
明治 元年	98	1868	26	73	1893	7	48	1918	18	23	1943
2	97	1869	27	72	1894	8	47	1919	19	22	1944
3	96	1870	28	71	1895	9	46	1920	20	21	1945
4	95	1871	29	70	1896	10	45	1921	21	20	1946
5	94	1872	30	69	1897	11	44	1922	22	19	1947
6	93	1873	31	68	1898	12	43	1923	23	18	1948
7	92	1874	32	67	1899	13	42	1924	24	17	1949
8	91	1875	33	66	1900	14	41	1925	25	16	1950
9	90	1876	34	65	1901	昭和 元年	40	1926	26	15	1951
10	89	1877	35	64	1902	2	39	1927	27	14	1952
11	88	1878	36	63	1903	3	38	1928	28	13	1953
12	87	1879	37	62	1904	4	37	1929	29	12	1954
13	86	1880	38	61	1905	5	36	1930	30	11	1955
14	85	1881	39	60	1906	6	35	1931	31	10	1956
15	84	1882	40	59	1907	7	34	1932	32	9	1957
16	83	1883	41	58	1908	8	33	1933	33	8	1858
17	82	1884	42	57	1909	9	32	1934	34	7	1959
18	81	1885	43	56	1910	10	31	1935	35	6	1960
19	80	1886	44	55	1911	11	30	1936	36	5	1961
20	79	1887	大正 元年	54	1912	12	29	1937	37	4	1962
21	78	1888	2	53	1913	13	28	1938	28	3	1963
22	77	1889	3	52	1914	14	27	1939	39	2	1964
23	76	1890	4	51	1915	15	26	1940	40	1	1965
24	75	1891	5	50	1916	16	25	1941	41	0	1966

電 圧 ・ サ イ ク ル

国 名・地 名	ボ ル ト	サ イ ク ル
ブ ラ ジ ル		
サンパウロ	115, 220	60
リオ・デ・ジャネイロ	115, 220	50
ポルト・アレグレ	120, 220	50
レシーフェ	220, 380	60
サルバドール	120, 220	60
ペロ・オリゾンテ	120, 220	60
ベレレン	120, 240	50
アルゼンチン		
主 要 都 市	220	50
ボ リ ビ ア		
サンタクルス	220	60
サンファン	220	60
パ ラ グ アイ		
アスンシオン	220	50
エンカルナシオン	230, 400	50
ウ ル グ アイ		
モンテヴィデオ	220	50
ド ミ ニ カ	110	60

在外公館所在地一覧表

(1967年1月現在)

<p>○在アルゼンティン大使館 特命全權大使 川崎 一郎 Kawasaki Ichiro</p>	<p>Embajada del Japón, Calle Libertad 836, 1° Piso, Buenos Aires, Argentina. 電話 42-9630, 9638, 9639, 41-2335 電略 KOSHI BUENOSAIRES Telex: C. 012-1884 A. KOSHI BA</p>
<p>○在ボリビア大使館 特命全權大使 臼井 健 Usui Ken</p>	<p>Embajada del Japón, Avenida 6 da Agosto N° 2296, La Paz, Bolivia. (P. O. Box 2725) 電話 27025 電略 KOSHI LAPAZ</p>
<p>○在サンタクルス領事事務所 領事 横山 信一 Yokoyama Shinyichi</p>	<p>La Oficina del Cónsul del Japón, Calle Suere No. 155, Santa-Cruz, Bolivia. (Casilla No. 543) 電話 2516</p>
<p>○在ブラジル大使館 特命全權大使 田付 景一 Tatsuke Keiichi</p>	<p>Embaixada do Japão, Rua das Laranjeiras, 192, Rio de Janeiro, Brasil. 電話 25-7311 電略 KOSHI RIODEJANEIRO Telex: C. 031-282 A. KOSHI RIO</p>
<p>○ブラジリア連絡事務所 一等書記官 堀 博 Hori Hiroshi</p>	<p>Embaixada do Japão Avenida das Nações, Lote 39 Brasília, D. F., Brasil. (Caixa postal 891) 電話 2-7755 Telex: C. 041-244 A. KOSHI BSB</p>
<p>○在ベレン総領事館 総領事 高良 民夫 Kora Tamio</p>	<p>Consulado Geral do Japão, Rua Santo Antônio, No. 432, Edifício "Antônio Velho", 11° andar, Belém, Estado do Pará, Brasil. (Caixa Postal 912.) 電話 2719 電略 RYOJI BELEMPARA</p>

<p>○在ポルト・アレグレ 総領事館</p> <p>総領事 佐藤 量 寿 Satō Kazusoshi</p>	<p>Consulado Geral do Japão, Avenida Independência No.1211 Porto Alegre, Estado do Rio Grande do Sul, Brasil. (Caixa Postal 1022)</p> <p>電話 23283 電略 RIYOJI PORTOALEGRE</p>
<p>○レシフェ総領事館</p> <p>総領事 福島 茂 吉 Fukushima Shigeyoshi</p>	<p>Consulado Geral do Japão, Avenida deantas Barreto 191, Edificio Santo Antônio 3° andar, Recife, Pernambuco, Brasil. (Caixa Postal 502)</p> <p>電話 4-1930 電略 RIYOJI RECIFE</p>
<p>○在サン・パウロ総領事館</p> <p>総領事 近藤 四 郎 Kondō Shirō</p>	<p>Consulado Geral do Japão, Avenida Brigadeiro Luiz Antônio, 277, 9° 10° 11° andar, São Paulo, Braril.</p> <p>電話 37-7167, 37-7168, 37-7169 34-9818, 35-3560 電略 RIYOJI SAOPAULO Telex: リオより国内テレックス (C. 021-402 A. RIYOJI SPO)</p>
<p>○在マナオス領事館</p> <p>領 事 中 川 忠 Nakagawa Tadashi</p>	<p>Consulado do Japão, Avenida 7 de Setembro No. 752, 3° andar, (Caixa Postal 307) Manaus, Amazonas, Brasil.</p> <p>電話 2285 電略 RIYOJI MANAUS</p>
<p>○在バラグアイ大使館</p> <p>特命全權大使 石 井 勲 Ishii Takashi</p>	<p>Embajada dal Japón, Av. mariscal López, No. 1099, Asunción, Paraguay.</p> <p>電話 4431, 4432 電略 KOSHI ASUNCION Telex: C. 031 A. KOSHI ASN</p>
<p>○在エンカルナソン 駐在官事務所</p> <p>書記官 藤 勝 周 平 Fujikatsu Shūhei</p>	<p>La Oficina del Cónsul del Japón, Calle Posadas 334, (Casilla de Correo No. 55) Encarnación, Paraguay.</p> <p>電話 287~288 電略 RIYOJI ENCARNACION</p>

<p>○在ドミニカ大使館</p> <p>特命全權大使 前田 憲作 Maeda Kensaku</p>	<p>Embajada del Japón, Avenida Boívar No. 202-A Santo Domingo, República Dominicana. (Apartado No. 1236)</p> <p>電話 9-1272, 9-1411 電略 KOSHI SANTODOMINGO Telex: C. 326154 A. EJAPON</p>
<p>○在ウルグアイ大使館</p> <p>特命全權大使 都村 新次郎 Tsumura Shinjiro</p>	<p>Embajada del Japón, Calle Rincón 487, 5 Piso, Montevideo, Uruguay.</p> <p>電話 93936, 93938 電略 KOSHI MONTEVIDEO</p>
<p>○在コロンビア大使館</p> <p>特命全權大使 吉村 又三郎 Yoshimura Matasaburo</p>	<p>Embajada del Japón, Oficinas 906, Noveno Piso, Edificio Bochica, Carrera 13 #27-00, Of. 906, Bogotá, Colombia. (Apartado Aéreo Aereo 7407)</p> <p>電話 34-53-56, 34-59-42, 34-52-89 電略 KOSHI BOGOTA</p>
<p>○在エクアドル大使館</p> <p>特命全權大使 佐藤 日史 Satō Nissi</p>	<p>Embajada del Japón, Avenida Colón 1022, Quito, Ecuador. (Apartado 3031)</p> <p>電話 36180 電略 KOSHI QUITO</p>

在外支部一覧表

(昭和42年3月現在)

ベレン	<p>"IJUSHINKO" Crédito e Financiamento S/A "JAMICC"-Imigração e Colonização Ltda Filial de Belém. Rua Gaspar Viana No. 157, Belém, Pará, Brasil. (手紙) Caixa Postal No.421, Belém Pará, Brasil. (電略) IJUJIGYODAN BELEMPARABRASIL</p>
レシーフェ	<p>"IJUSHINKO" Crédito e Financiamento S/A "JAMIC"-Imigração e Colonização Ltda (Filial de Recife). E.D.F. A.I.P. 6º andar Sala 601, Av. Dantes Barreto 576, Recife, Est, Pernambuco, Brasil. (手紙) Caixa Postal 1627, Recife, Pernambuco, Brasil. (電話) 45520 (電略) IJUJIGYODAN RFCIFE</p>
サンパウロ	<p>"IJUSHINKO" Crédito e Financiamento S/A "JAMIC"-Imigração e Colonização Ltda, Filial de São Paulo, Rua Senador Feijó no 143-8º-e9º, São Paulo, Brasil. (手紙) Caixa Postal 1699, São Paulo, Brasil. (電話) 34-5581 (電略) IJUJIGYODAN SAOPAULO</p>
リオ・デ・ ジャネイロ	<p>"IJUSHINKO,, Crédito e Financiamento S/A "JAMIC"-Imigração e Colonização Ltda, Filial de Rio de Janeiro, Rua Barão de Flamengo No. 32, 3º, Rio de Janeiro, Brasil. (手紙) Caixa Postal No. 677, Rio de Janeiro, Brasil. (電話) 25-9014 (電略) IJUJIGYODAN RIODEJANEIRO</p>
ポルト・ア レグレ	<p>"IJUSHINKO" Crédito e Financiamento S/A "JAMIC,-Imigração e Colonização Ltda. (Filial de Porto Alegre), Rua Fernandes Vieira, 125, Porto Alegre), Estado do Rio de Grande do Sul, Brasil. (手紙) Caixa Postal 2698, Porto Alegre, Estado do Rio Grande do Sul, Brasil. (電略) IJUJIGYODAN PORTALEGRE</p>

<p>アスンシオン (パラグアイ)</p>	<p>Corporación Pública de Servicios Emigratorios del Japón, Oficina Exterior en Asunción, Mariscal López y Brasil, Asunción, Paraguay. (手紙) Casilla de Correo No. 1121, Asunción, Paraguay. (電話) Asunción 5041, 3521, 6662 (電略) IJUJIGYODAN ASUNCION</p>
<p>ブエノス・ アイレス (アルゼン チン)</p>	<p>Servicio de Emigración del Japón Buenos Aires Av. Belgrano 863, 10°, Buenos Aires, Argentina (手紙) Av. Belgrano 863, 10°, Buenos Aires, Argentina. (電話) Buenos Aires 30-6212 (電略) IJUJIGYODAN BUENOSAIRES</p>
<p>サンタ・ク ルス (ボリビア)</p>	<p>El Servicio de Emigración del Japón en Santa Cruz, Calle Rene Moreno, Santa Cruz, Bolivia. (手紙) Casilla de Correo No. 555, Santa Cruz, Bolivia. (電略) IJUJIGYODAN SANTACRUZBOLIVIA</p>
<p>サント・ド ミンゴ (ドミニカ)</p>	<p>Servicio de Emigración del Japón en Santo Domingo Lea de Castro No. 26, Santo Domingo, República Dominicana. (手紙) Apartado No. 1163, Santo Domingo, República Dominicana. (電略) IJUJIGYODAN SANTODOMINGO- REP-DOMINICANA</p>
<p>サンフラン シスコ (アメリカ)</p>	<p>Office of Japan Emigration service at San Francisco. 601, California Street, San Francisco, California 94108, U. S. A. (手紙) "Office of Japan Emigration Service" International Bldg., 7th Floor, 601, California Street, San Francisco, California 94108, U. S. A. (電話) JUN NAGAYAMA c/o RYOMA SANFRNCISCO</p>

(昭和42年3月末日現在)

南米主要国間通貨換算表

① 1.00	ブラジル	アルゼンチ	パラグアイ	ボリビア	ウルグアイ	日本	アメリカ
	NCR\$ 1.00	£ 129.62	G 46.66	BG 4.44	U£ 31.814	¥ 133.33	US\$ 0.37
	NCR\$ 0.0075	£ 1.00	G 0.36	BG 0.034	U£ 0.40745	¥ 1.00	US\$ 0.002857
	NCR\$ 0.0214	£ 2.77	G 1.00	BG 0.0951	U£ 0.68174	¥ 2.857	US\$ 0.007936
	NCR\$ 0.225	£ 29.16	G 10.50	BG 1.00	U£ 7.1583	¥ 30.00	US\$ 0.083
	NCR\$ 0.0314	£ 4.0745	G 1.4668	BG 0.13969	U£ 1.00	¥ 4.1909	US\$ 0.01164
	NCR\$ 0.0075	£ 0.972	G 3.50	BG 0.033	U£ 0.41909	¥ 1.00	US\$ 0.00277
	NCR\$ 2.70	£ 350.00	G 126.00	BG 12.00	U£ 85.90	¥ 360.00	US\$ 1.00

(注) 1. 横欄は各国通貨単位当りの相手国通貨価値を示す。
2. 縦欄は相手国通貨単位当りの自国通貨価値を示す。

(お ぼ え)

氏 名 生年月日
現 住 所
本 籍 地
日本の連絡先
旅 券 番 号 発 行 日
鑑 識 手 帖 番 号 発 行 日
勞 働 手 帖 番 号 発 行 日
カメラのレンズ番号 時計の型・番号
帽子のサイズ カラーのサイズ
靴のサイズ
そ の 他
家族の氏名 生年月日

移住者手帖

1967年3月発行

海外移住事業団

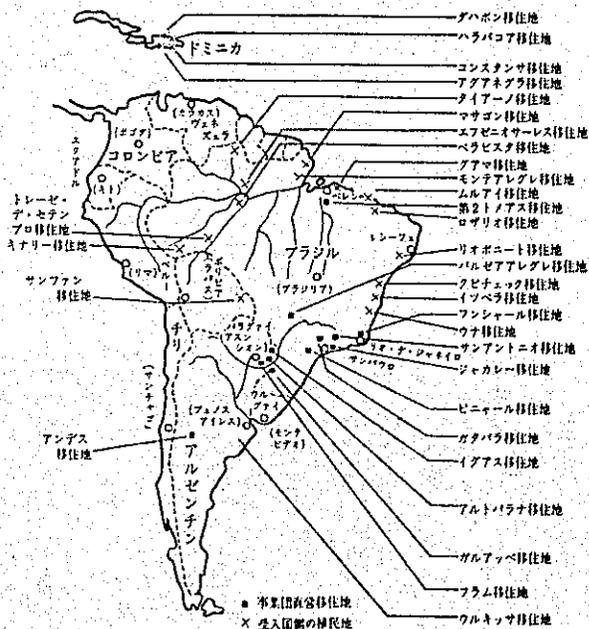
東京都新宿区本塩町8の2(住友生命四ツ谷ビル)

電 話 359-8281(代表)

振 替 東京 95755

電信電略 ウンゴメ」イジュウ

CABLE ADDRESS IJUJIGYODAN TOKYO



- グアテマラ移住地
- ドミニカ
- ハラバコア移住地
- コンスタンサ移住地
- アブネグラ移住地
- タイアノ移住地
- マサゴン移住地
- エフゼニオウレス移住地
- ペラヒスタ移住地
- グアマ移住地
- モンテアレグレ移住地
- ムルアイ移住地
- 第2トイマス移住地
- ロザリオ移住地
- リオボネート移住地
- バルセアアレグレ移住地
- クビチエック移住地
- イフベラ移住地
- フンシェール移住地
- ウナ移住地
- サンアントニオ移住地
- サンパブロ
- ジャカレー移住地
- ビニャール移住地
- ガタボラ移住地
- イグアス移住地
- アルトパラナ移住地
- ガルアッペ移住地
- フラム移住地
- ウルキッサ移住地

